

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成23年12月16日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者兼
出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

震災復興推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
震災復興推進課 技術参事	畑 文隆 君
震災復興推進課主幹 兼復興推進係長	菅原 義明 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	佐々木 三郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午前10時00分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

大変寒い一日となりましたが、本日もよろしくお願いいいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会の進め方は、昨日に続き、南三陸町震災復興計画（素案）についての質疑を受け、その後にその他の中で震災復興計画（素案）以外の部分について質疑を受けたいと思います。そのように進めさせていただくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。そのように取り進めさせていただきます。

それでは、早速、会議に入りたいと思います。

南三陸町震災復興計画（素案）についてを議題といたします。

震災復興計画（素案）に対する説明が終了しておりますので、昨日に続き、質疑に入ります。

これまでの説明に対し伺いたいことがあれば伺ってください。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 どうも皆さんおはようございます。昨日は大変失礼を申し上げました。どうぞお許しをいただきまして、きょうの質問に入りたいと思います。

きのうに引き続いた質問の中に、住民の自立生活を求める上で、やはり雇用が大切だということで質問をしたわけですが、その答弁も聞いておりますけれども、いまして拡大して、早急な対応策がないものかなと。例えば、きのうの答弁では西戸地区にハウス栽培推進している、あるいはその受け入れ準備もできて、既に着工しているというような答弁でございましたけれども、いましてここを何とか考えてほしいなというふうに思います。

それから、きょうお伺いする中で、復興に向けて伴ってくるのが財政運営だと思うんですけども、一応素案に示されてある10年間の復興の総経費というのは幾らくらいかかるものか、その辺を教えていただきたいと思ひますし、それからもう一つは、被災民は住まいの確保が欲しいというのが一番今のところ気を落ち着けてきた中で考えておられるようでございます。復興住宅、あるいは個別の住宅等々、候補地は示されてあるけれども、これからアンケートをとって進めていくということでございますけれども、何度も繰り返すようですけれども、70%、その人たちが高台に住みたいということでございますので、その中でなぜ早められないかという、時間が相当かかることは私たちもわかっているんですけども、候補地とした造成地の買い上げといいますか、登記といいますか、これには相当の時間がかかると思ひますので、この辺をどういうふうに考えて、来年度から復興に向けた着工をするんだということなんでしょうけれども、来年と言わず即、そういうことも含めて考えてほしいと思ひます。

そして、今回の宅造候補地は、ほとんどは山でございます。山を伐採、あるいはそのの山材撤去というふうに考えられていいと思ひますけれども、冬場だったら木の葉が落ちて非常に

作業、あるいは見通し等々も考えた場合には作業が容易にできるんですけども、青葉が繁ったところになると、倍近い作業日数がかかるんじゃないかと思うんです。つまり、枝葉を片づけるだけでも。そういう意味合いでは、即こうした時期に対応を早めるべきだと、こういうふう

に思います。

一つは総額予算、それからもう一つは着手時期、宅造にかかる着手時期。

アンケートをこれからとるにしても、なぜこの宅地造成を早めなければいけないのかというと、被災者は早く自分の安定した住宅を求めたいという願いの中でお話をしているんですけども。その宅地、高台移転を希望しているんですから、3分の1例えば早めても、例えば一番被災戸数の多かった町内の、3,300戸のうち町内の人たちの分を3分の1ぐらいは先に造成していたって、あるいはその買収をかけたって、いいと思うんです。候補地の3分の1です。そういうような手法がされないものかどうか、この辺を聞かせていただきたい。

雇用と総額予算、あるいは造成にかかる時期を早められないのかということをお願いしたいと思

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 雇用の関係の方を私の方から申し上げます。

ご存じのとおり、これまで勤めていた事業所等がかなり被災しましたので、一時的にはほとんど仕事がない状態になってしまいました。雇用対策といたしまして私どもの方でいち早く打ち出しましたのは、緊急雇用創出事業の中で特に震災対応ということで、これまでの議会でも予算を補正していただいた状態で、緊急雇用対策をかなり打ち出しておりまして、今度の補正予算にも若干追加をお願いしているところでございます。

この緊急雇用創出事業の震災対応に関しましては、町内の事業所が先ほど申しましたようにかなり被災しておりましたので、なかなか企業の方に委託して雇用を促すということがなかなかできかねましたので、とりあえず産業団体だとかそちらの方へ業務を委託して雇用していただくとか、あるいは町の方で直接雇用する、そういう内容をしながら、それとあわせて7月からは町内の無料職業紹介所等を開設いたしまして、それで職業紹介をしております。これまで私どもの方の職業紹介所に関しましてはハローワークの気仙沼の方を中心としておりますが、今、私どもの住民の方々も登米市だとかそちらの方にかかなり住んでおられますので、登米地域のハローワークの情報、あるいは石巻地域のハローワークの情報もあわせて掲示しながら紹介をしております。

一つ戻りまして、緊急雇用創出事業の関係で申し上げますと、かなりの募集はしておるんで

すけれども、募集しておる人数に対しまして、それほど集まっておらないというのが現実でございます。その内容を詳しく分析したわけではございませんけれども、なかなか募集に対しまして求人が集まってこないという内容は、雇用期間が限定されているだとか、そういうことが一つの原因になっているのかなと、こう私どもの方では見ております。

それから、ぼちぼちですけれども、町内にも事業所が復活してまいりましたので、そちらの方へ前の従業員とかが戻ってこられて、少しずつ雇用の状況は回復しているのかなとは見ておりますが、委員がおっしゃいますように、まだまだ生活を安定するためには雇用が必要だと、これはだれしもそう思っているところだと思います。それで、緊急雇用創出事業に関しましては今年度だけではなくて、震災対応に関しましては少なくとも24年度も同規模で実施されるという内容なんですけど、まだ来年度の予算がはっきりしておりませんが、事業計画に関しましては24年度に向けて大まかな事業計画を県の方へ出して、町としましても来年度も似たような事業をやっていこう、こう考えております。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず1点目、計画期間10年間の事業費ということでございますが、昨日もご説明の中で、現在実施計画というのを取りまとめているということで、まだ正確な数字を示せるような状況ではないんですが、おおむねということでお示しさせていただきますと、町が行うべき事業は全体で2,000億円ぐらいになるのかなというふうに見込んでおります。町にかかわります県の事業、あとJR、そういったものを含めると4,000億円ぐらいになるものと今推測しております。なお、現在も精査しながら積み上げておりますので若干の数字の違いは出てくるかと思いますが、いずれ数字がお示しできる段階になりましたら、お示しをさせていただきたいなと思います。

それと2点目、用地賠償をどう進めていくのかという部分につきましては、この間の一般質問等でも町長の方から申し上げましたとおり、それぞれの地域の合意形成、いわゆる造成する場所も含めて、一定のどれくらいの戸数がそこに移転するのか、そういったのが決まった上で用地交渉を進めていかなければならないと思います。今候補地だからといってむやみに動くというのは地権者の方も惑わす状況にありますので、その辺は慎重に進めていかなければならないのかなと思います。

そういった中で、夏場だと測量も含めて効率が悪くなるのではないかというご指摘もございますが、それはそのとおりだと思います。できるだけ今の時期が一番木を切るという部分につ

いても季節的にもいいという部分はございますが、その地域の合意形成の状況を踏まえて、やむを得ず夏場になる可能性も当然ございます。地域の計画が事業計画としてまとまるようであれば、季節を問わず一日でも早くやるのが町の考え方であるということでご理解をいただきたいと思います。

それと、あらかじめ一定数を早期に用地買収等をして造成を進めるべきではないかというご指摘でございますが、防災集団移転事業、土地区画整理事業もそうですが、おおむね地域としてその場所に何世帯移って、どれぐらいの造成面積が必要なのかという事業計画を策定しなければなりません。事業計画を策定した上で国の認可を受けて初めて事業のハード部分に着手するというスケジュールになりますので、一定数という部分で計画がまとまらない段階でやるというのは、国庫補助という形でなく町で単独でやるならそういうことも可能なんですけど、現時点といたしましては事業計画をまとめた上での事業への着手となりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ご答弁、2回もできないわけでもないんですけれども、雇用の場合は、自立しようとする人たちが、仕事がないということで収入が当然伴ってこない、生活が維持できないという話があるわけなんです。そういうことからすれば、何をもちょう早く雇用対策事業が見出せるか、あるいは実施できるかということになると思うんですけども、そういうことをひとつ見えるような形でいろいろ説明会等々でやってもらいたいなと思います。

それから、調査をどうしても優先しなければならないという答弁でございますけれども、私の土地も含めて候補地になっているんですけども、何ら話がないのに、なぜ私の土地にかかっているんだ、どういうつもりなんだと。だから、相談も説明会の中で協力要請をいただくためにはしておかなければならないのかなと思うんです。というのは、被災農地は買い上げられないだろうし、被災農地であっても、今まで住民としての税は納めてきたはずだ、それにもかかわらず買い上げの価格が見えてこない、そういうのも知らせておく必要があると思います。造成にしる土地の買い上げにしる大金かかるんですけども、どうしても意向調査あるいは合意ということなんだけれども、候補地に挙げた人たちに相談して、登記の関係が一番ありますから、これは相当な時間かかると思うんです、死んだ、生きてまでやって。今までじいさんの登記になっていたのを構わないでおいたというようなことからすれば、今度段階を追っての登記ですから、この辺はどのくらい緩和されて、あるいは制度ができて、早急にできるような体制になっているのか、そういうことだってお示ししておかなければならないことでございます

から、こういうことを考えていただきたい。

さらには、土地利用の中で、地盤沈下したということで、測量の起点となる座標という数字があるんだけど、それが全く、建設課などは大切だと思っただけでも、家を建てていく、あるいは境界を示す、そういう場合にかかわってくる問題がまだまだたくさんあるわけです。そういうものを調べていく上でおけると言うんだけど、宅造については、そうだったら町の財産であるものを早急に取り組める対象としてはどうなのかなという思いもありますから、このこと。今の候補地は、ただいまの答弁だと、なかなか地権者とも合意が得られない、あるいはアンケート調査による、どこの候補地を選定するかというような迷いがあると思うんですけど、それだからとりかかれないということでなくして、その候補地の人たちの話を進めて……、進める段階がまだ全然いっていないわけですね。そういうのをただ机上でイメージして、あそこは海底から20メートル以上だからあそこを候補地にしようということではなくしてやってもらいたいと思うし、それから小ブロック的に、例えば浜、浜の候補地については、どうぞ区長さん方を通して、ここに何ぼ予算大丈夫つかるから、集落で始めるならば、今の制度の対象になるからやってほしいというふうに、こう思います。

そういうことで、私だけ時間とおられませんので、お願いしたいと思います。今のことについてご答弁をお願いしたいと思います。

○産業振興課長（佐藤 通君） 雇用関係ですけれども、自立できる雇用ということなんですが、自立できるというのは経済的な自立と精神的な自立と二つあると思うんです。経済的な収入に関しましては、どうしても事業所がこういう状態なものですから、賃金の高い安いというのはなかなか一概に言えるものではございませんけれども、生産性が上がってこない高い賃金というのはなかなか難しかりょうと思いますし、これは町内の事業所だけでなくて近隣の市町村の事業所に勤めておられた方々にも同じことが言えるかと思えます。

それからもう一つ、今度は精神的な自立というのは、長くそこで安心して勤められるのかどうかということになるかと思いますが、それもただいま申し上げましたように事業所が再開してこない、なかなかそこでの雇用というのは安定的なのは難しかりょうと思うんです。そのため今は緊急雇用ということで震災対応の緊急雇用を町の方でもやっておりますので、何とか安定した雇用が確保できる事業が立ち上がるまでの間は、その緊急雇用とかでつないでいただくのが現状では、それ以外のところはなかなか見つけにくいというのが実情ですので、もしそういう相談がありましたら、自分の好む仕事とそうでない仕事、マッチしないという方も結構おられますけれども、その辺のところは相談がありましたら緊急雇用とかが結構出

ていますので、そちらの方で相談してくださいということでご助言をお願いできればと思います。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 勝手に候補地を挙げつつ地権者の方に説明がないという部分については、説明会でもあらかじめ町として、また地域として、声の上があったところに一定の候補地として色をつけさせていただいたということで、地権者の方には大変申しわけないんですがご理解を賜りたいという前提のもとでこういう説明会の中で前段でお話をさせていただいて、今説明会を行っているところです。その部分は、いずれ地域として区長さん、契約会、契約講、そういった地域をまとめる方々をお願いして、説明会では候補地を皆さんで考えてほしいということを促している状況で今はございます。そういった中で、年末年始で多忙な中、それぞれが集まっていろいろなお話し合いを設けた上で町と改めて相談することになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、登記の関係なんですが、当然登記の関係、相続という場合、一つの財産でございますので、それに規制の緩和があるかというのは、正直、私の知り得る範囲ではございますが、余りその部分で緩和をするという部分は聞こえてこない状況でございます。

それと、買い上げの価格も見えてこないといったご指摘もございますが、浸水区域も含めて国の方で土地の評価に対するガイドラインというものを12月中に実際に示したいというお話を以前伺っておりました。現在のところ、土地の鑑定士そのものも鑑定できる状態にはなっていないというのが実情です。浸水区域は特にですが、売買実例がないというのが実際のところですね。おおむねの単価でお示しするという部分もありますが、下落する部分がどの程度なのかというのが実際見えておりませんので、それは今後の国のガイドライン等を見た上で、いずれ買収するところについては浸水区域でも造成のところも含めて、鑑定をした上で一定の価格を住民の方々にお示しする機会は設けたいと考えております。

それと、前段に戻りますが、なかなか目に見える形で進んでいないというご指摘もございましたが、地域として一定の、ここに候補地として住むことは確実だと。ただ、この世帯がどうなのか、あの世帯がどうなのかというような個別のヒアリングもやった上で決めていきますが、ある集落ではもう年内中に個別のヒアリングも行うスケジュールになっております。用地の地権者につきましては年内中に、寄木地区なんですが、年内中に用地関係の説明に入るというスケジュールにもなっております。早いところはそういったところもございますので、その

辺は地域の合意形成の状況を見ながら、順次作業に入っていきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ご答弁でおおむね理解することができましたけれども、いずれにせよ財源が伴うものでございます。そういう意味合いでは、おおむねではあったけれども、先ほどお示しの当座2,000億円、あるいはJR等、道路等も含めて4,000億円というような予算が考えられてあるわけですから、それに基づいて事を早急に進められるような推進方をお願いして、質問を終わります。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。

この素案から何点か質問させていただきたいと思います。

大変この素案が完成するまでにはご苦勞があったのかなと推察するわけでございますが、全般、イメージ的には、総合計画の延長かなというようなイメージを抱いているわけでございます。その中から、道路の整備について1点。

我が町には、これから始まる三陸道を初め国道2本あるわけでございますが、これからの整備の考え方、県、国の方にどのような要望をしていくのか。と言いますのは、土地利用の中から多重防御により最小限に被害を抑える施策を講じていくというような文言が入っているわけでございますが、ほかの市町村の中でも道路、鉄道を利用した多重防御ということも考えているようでございますが、その辺の考え方、当町の考え方はどうなっているのか、それ1点。

それから、漁港の整備です。漁港の整備、もう応急的には始まっているわけでございますが、これから復旧・復興・発展期とあるわけでございますが、漁港の整備は復旧期に、すべてを置いて完全な水揚げができるように、あるいは海の仕事ができるように、完全整備をしないと、復興期あるいは発展期へは進めていくことが難しいのではないかと、そう思うわけでございます。そのためには、いつから、どのような工事が始まって、いつごろまで終えるような計画なのか。整備の工程、この辺、一つ。

それから、防災計画の見直しなんです。前回質問したところ、町長がゼロから見直すということであったわけでございますが、防災計画は、いつ天災があるかわからないですよ、これが一々、国、県の計画が出ないと町で作成することができないものなのか。これはいち早く地域に合った防災計画を完成させるべきではないかと思いますが、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず、質問の第1点目の道路、JR等による多重防御という考え方なのですが、代表的な例を見ると、計画書（素案）の37、38ページ、志津川地区の土地利用計画、あるいは伊里前地区の土地利用計画のイメージ図をごらんいただくとわかるんですが、志津川地区の市街地につきましては、特にJRの線形を、ルートを変更するような形で、幹線道路も備えた上で、一定の多重防御策を図っていきたくと考えております。それと、伊里前地区につきましても、現在の旧国道、振りかえ道路として今通っている道路ですが、あの部分に一定の盛り土をした幹線道路、いわゆる45号線を通してほしいという部分も国土交通省の方には要望しております。あと、各漁村集落における県道、国道398号、これらについても、高台移転を含めた土地利用計画がまとまる状況を踏まえながら、一定の盛り土とかルート変更も含めて県と随時協議をしているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 漁港の復旧でございますけれども、前回に申し上げましたけれども、拠点漁港につきましては23年から25年、拠点漁港以外につきましては24年から28年、そういうことが示されております。現在、災害査定、県の2種の漁港についてはおおむね収束の方向にあります。1種漁港につきましては、来週で大体おおむねのところは、一部残るかもしれませんが、おおむねのところは査定が終えると思います。その後に内示というものが来ますので、早ければ1月あたりに内示、あるいは2月ということになりますので、その段階で予算を上程して、それから復旧工事ということになります。そういうものが拠点漁港の場合には3年間の中で復旧をしていきますし、拠点漁港以外の場合は5年間の中で、予算の配分がどのようになるのかはまだ見えていないところがございますけれども、予算の配分の中で整理をしていくということでございます。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 防災計画の見直しの観点につきましては、基本的には高橋委員の仰せのとおりだとは思いますが。ただ、計画を完全に策定する段階になりますと、基本的に法律上、県の防災会議の意見を聞いてからでないとは策定できないということが大前提です。ただ、それを待っているのは確かに津波防災に対する備え、大変厳しいものがあるかと思っておりますので、とりあえず初動体制のマニュアルと新しい避難場所等の確認もしながら、暫定的な形であっても津波防災に対する備えということで、暫定の津波防災に係る防災計画については早急につくっていきたくは思っています。

それと、大きな問題は、これは町長も一般質問で申し上げておりますけれども、原発対策に

なります。基本的に違うのが、津波防災については、避難についてはすぐ近くの高台に逃げるというのが基本ですけれども、もしこれが原発の事故が起きた場合、根本的に近くでなくてより遠くへ逃げるという基本スタンスが全く異なります。そうしますと、UPZ、いわゆる緊急防護措置区域、30キロ圏域に女川原発が入ったわけでございますけれども、関係7市町ございます。これらの市町が同一方向に全員避難することになりますと、その避難の受け入れ市町と協議等をあらかじめしておかなければいけないということにもなりますので、原発対策を含めた防災計画全体の策定については、ある程度時間を要しますし、国、県の指導、それと東北電力等の説明も受けながら進めてまいりたいと思いますので、全体像については若干時間を要するというご了解いただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 大体わかったわけでございますが、道路について、国道を見れば、国道はさほど傷んでいないところも見えるわけでございますが、県道ですね、海岸沿いの県道、例えば例を挙げれば長須賀海岸と護岸ともども、これが相当やられているわけなんです。今、応急的には道路は出たわけでございますが、もう少し波の威力、あるいは風の威力、そういうものが強いと、見るからにまた壊れそうな、そのような危険がかなりあるのかなと。農地の方も被害をくっているわけでございます。ですから、そういう面も含めて、あるいは護岸等も含めて、できるだけ早く、緊急を要する箇所が何カ所かあるわけでございますので、そこは進めるようにお願いしたいなど、そのように思います。

それから、漁港でございますが、応急的に工事が行われ、終えようとしているわけでございますが、やはり応急です。これから本当の海の仕事が始まり、そして日増しに水揚げの量がふえていくことになると、足踏みすることが見え見えでございますので、さらにスムーズな水揚げができるような方向で、改良を加えながら、当分の間、滞らないような方向で進めていってほしい、そのように思います。

それから、3点目の防災計画、いろいろな事情があることは知っております。が、地域に合った防災計画、内容的に優先することも大事だなどと思いますので、くれぐれもその辺は県、国と方向づけにだけ押されないような方向で作成していってほしいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 海岸線沿いの、特に県道でございますけれども、これにつきましては、海岸保全区域にもなっておりますので、現在、所管する海岸保全の省庁、それと宮城県の

道路管理者、どちらも災害査定を受けるんですけども、その中で協議設計という形で防潮堤と県道をどう整備していくかということで、最終的にはそこで災害査定を受けた後にしっかり方針が決まっていきますので、もう少し、1月、2月、その辺に海岸保全の査定が入りますので、その時点で方向性が見えてくると思います。

それから、漁港の整備につきましては、これから本格的にやらなければならないと思いますけれども、ご指摘のとおりでございまして、漁民の皆さんとそういったところもしっかり話し合いをしながら、必要な箇所をしっかりと復旧を進めていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 特に防災計画については、津波防災の部分について初動の体制のマニュアルと避難の方法等について早急に、これについては策定してまいりたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 1問伺います。

土地利用計画では、志津川駅の位置というものが志津川小学校周辺に示されておるわけですが、きのうの新聞でしたか、JR東日本の社長さんが突然といいますか代がえ輸送の話を出してきて、復旧に向けて一歩後退するのかなというような感じさえする発言であると思っております。市街地を形成する上において駅の位置づけというのは非常に重要であると思えます。駅を中心に人が集い、そして賑わいが生まれてくるということで、駅を中心に町が発展していく。非常に重要な役割を果たしているわけですが、このことについて、これは当町ではなく気仙沼を示したものでどうか、その辺、伺いたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先般のJR東日本の仙台支社長の記者発表のことだと思われま。これは気仙沼線ということで、当町あるいは気仙沼市さん含まれるお話でございまして、主旨は、被災を受けましたJRにつきまして、当然復旧することについて非常に多額の費用がかかる、その中で、廃線を前提とするものではないとしつつも、新しい交通システムの導入もあわせて検討をしていきたいといったような主旨でございまして。前提では、気仙沼線を廃線するという意向はないということでございまして、町といたしましても、これまでも廃線ということは全く考えてはございません。

委員ご指摘のとおり、駅があつて、大量輸送、通学、通勤、そういった部分が欠けてはならないということで、今後も早期の復旧要請をしていきたいと考えております。

ただ、あわせて新しい交通システムも、メリット、デメリット、そういったものも含めて検討する余地があるのではないかという部分については、今後考えていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 今後、復興へ向けて町が発展していく上においては、鉄道と駅というのは絶対なくてはならないものだろうと思います。廃止が前提ではないという話し方をしておるようではありますが、暗にこれは国、県に対する支援を要望しているのかなと、そんな感じもいたしております。町長、これはぜひ国の方にしっかりと働きかけていく必要があるだろうと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 公共交通機関としてのJR気仙沼線は大変重要な位置づけと我々も受けとめておりますし、前にも議会で答弁させていただきましたが、国交大臣の方には、もう既にJR線の復旧に向けての要望活動は行ってございますので、国のトップの方にはしっかりと我々の思いというのは伝わっていると認識いたしております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 私も前者と同じ質問をしようかなと思っていました。一つは、インフラ計画の中で、国道、県道、そしてJR線、これは37ページ、38ページの中に示されている計画、私もこの計画に基づいて復興するんだなと思いついて見ましたので、この計画は大変いいと。しかし、今、国道45号、それから県道、そういうものがなかなか見えていないということで、今JRの話が出ましたけれども、本当にこの復興どおりいくのかなという懸念をしておりましたので、国道、県道、それから避難道について、このとおりいくんだ、JRもこのとおりいくんだと、今町長の答弁がありましたけれども、そういう方向でぜひやってほしいというのが1点であります。

もう1点は、46ページに「復興の道すじ」ということで、ずっと示されております。先ほどから同僚委員が何回もおっしゃっていますように、町民が願っているのは、早く、スピード感を持ってということです。示されないと不安でしょうがない。自分がどこに住むかということで大変不安を持っていると思うんです。この工程表を見ますと、大体6年目の28年度が見えてくるのかなというのが示されているんですが、この28年度、6年目という設定の仕方、これはどういうふうにしたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） JR、国道、県道、これらにつきましては、ここにお示している素案をベースに、国、県、あるいはJRと引き続き実現に向けて協議をしているところでございます。

あと、46ページの「復興の道すじ」の28年度の高台市街地の整備が最盛期を迎えるということですが、24年度に高台移転の本来の造成工事が本格化してくるスタートの位置づけにしております。そういった中で、防災集団移転につきましては、おおむね2カ年という造成の、合意形成が整ってからですが、2カ年のハード事業でやっていくというのが現在の基本となっております。その後、それぞれそこに住む方々が家を建て始めていった場合、いわゆる造成の最盛期ではなくて、造成後の市街地形成が28年度あたりに最盛期を迎えるのではないかという表現でございますので、その辺はお間違いないようご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 前者の質問でも、町としてもこのJR線、必ず復興に向けて町としても今からもやっていくという町長の答弁だったので、そのとおりにぜひやってほしいと思っておりますし、それから県道それから国道、こういうことについても、予算が伴うものですから見通しというんですか、その辺、ここだとわかりますよということがなかなか見えてこないんですが、町の考え方として、いつごろまでに見通しをつけるというのは、もうあるのでしょうか。その辺、もう1点お聞きしたいと思います。

先ほどの説明ですと、28年度に高台市街地の整備がほぼ完成する、そういうふうなとらえ方だということをお聞きしました。そうしますと、先ほど何回も皆さん聞いているんですが、住民からどれほどの土地が必要かということ、どれほどの人たちがどこに住むかということが見えてくるというか、その辺が2年ということですか。先ほど市街地形成ではハード面では2年だと、そういうふうに答弁がありましたけれども、2年をめどにして、そういうことがきちっと把握されて事業が展開されていく、そういうふうに受け取ってよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 国道、県道、JRも含めての見通しなんですが、いつ明確になるかという部分につきましては、時期をお示しするような状況ではございません。まだJRとしても、また国としても先月末に関連……、JRはわかりませんが、国道なども含めて、先月やっと3次補正予算が成立しまして、なお引き続き検討しているところだと思います。今後も早い時期に皆さん方にも示せるような、そういった状況になればいいなという部分

はありますが、それぞれやっていった中で答えという部分は出てくるかと思えます。

また、町としての高台移転、いわゆる新しい市街地形成も含めて、そういったものも抱き合わせながら考えていくという部分も特に県道などはございますので、その状況、推移を見守る必要があるのかなと思えます。

それと、28年度の部分でございますけれども、地域の合意形成が整った上で、事業が認可されてから2カ年で目標に造成する。ということは、2カ年後に皆さんがお家を建てられるような状況になるということでございますので、そこからそれぞれ移転する方が住宅を建てた場合、いろいろな形がありますけれども、資金計画とかそういったのも踏まえると、28年度あたりが町全体としての高台への市街地形成化、そういったものの整備が最盛期を迎えるということでございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 今復興課長から示されました、造成するのは大体2カ年で、28年を目指して市街地が形成されるんじゃないかというお話なので、そういう具体的なことは懇談会の中でも示されているんでしょうか。なかなかそういうのが見えてこない町民の方たち不安だと思うんです。いつまで待てばいいのかとか、いつごろ町から示されるんだろうと。自分たちが求めていることがいつごろ示されるんだろうということで、大変不安だと思うんです。そういう具体的なことを町民の中に知らせていく必要があるんじゃないかと思えます。

それから、一番最初に申しました国、県、JRの計画どおりいけるように、町としても、町長、ぜひ国に対して努力してほしい、そういうふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） スケジュールにつきましては、今回の説明会で防災集団移転事業のスケジュールとしてのイメージは皆さんにお示ししております。それと、46ページの資料もあわせて住民の方々に説明して、こういったイメージで復興を推し進めていくんだというところをご説明をさせていただいております。

○委員長（西條栄福君） ここで、暫時休憩をしたいと思います。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（西條栄福君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、寒さも厳しいようでありますので、どうぞジャンパーなどを適宜にはおっていただきたいと思います。

山内昇一委員。

○山内昇一委員 それでは、私、統計審の委員なもので承認してきたわけなんです、このことに関しては、私、関連でお願いしたいんですが、よろしいですか。

○委員長（西條栄福君） はい。

○山内昇一委員 では、お願いします。

今回の審議の中で私は全案承認してきたわけで、このことに関しては私は異議はございません。ただ、今回の震災復興を促進させるためにお聞きしたいと思います。震災復興計画案（素案）の58ページをごらんになっていただきたいと思います。「まちの賑わい復活プロジェクト」というところがあるんですが、主な事業から、地場産材による家づくりの支援、その中で地場産材を用いた木造住宅を建築する方への助成などということで、地場産材の利用促進を図るということがあります。このことと、それから地場産材による公営住宅ということもありますが、これはどういう内容なのかお聞きしたいと思います。建築の助成となっております、このことは例えば自分の家の木材を使用した場合とか、あるいは一定の示された店とか組合とか、そういったところのものでなければならないのか、それから助成の割合とか内容とか数量とか、そういったことがもしわかれば、お願いしたいと思います。

また、このことは町内の皆さんに周知しているのかも、ひとつお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 58ページにつきましては、町民会議からの提言書をもとにプロジェクトという形で町として考えている部分でございます。地産地消の取り組みという中で、地場産材を使った公営住宅の建設なども検討してはどうかという段階でございます。木造住宅を建築する際も地場産材を使った場合の助成という部分は、昨年度に一たん検討した経緯はございます。その後、その制度を、予算は確保されたものですが、こういった状況になりましたのでPRはしておりませんが、構造材に対して一定の割合で地場産材を使ったときの助成制度とかそういった部分については、今後細部を検討していきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 これから検討するようなお話なんですが、先ほども話しましたように、地元材の利用促進、それから今大震災の復興の時期ということを考えますと、家を自力で建てる人も

いるわけです。そういった中で、家を建てるとなると実際建築士がいるわけなんですけど、現在、木造建築で新築するにはそういった方をお願いするわけなんですけど、町全体で何人ぐらい建築士関係、1級、2級とかあるでしょうけれども、いるのかどうか、その辺、数がわかりましたら。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 建築する場合に必要なのが、建築士、1級、2級ございます、それから建築施工管理技師という工事を管理する資格も必要になります。現在、建築士会、この南三陸町に登録している建築士が、1級、2級含めて30名ございます。それから建築施工管理技師、これにつきましては、町に登録されているのは25人ということでございます。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 30名、建築士がいる。施工管理技師が25名。町で一斉に復興を進める中で、この数では正直なかなか進まないのではないかと思います。建築の中で私聞いたのは、建築の管理技師が1人1現場、そういう対応しかなされていないという中で、実際町の復興が、同時に家を建てたりするわけなんですけど、その場合、100戸以下ということでは、どうしても復興住宅が進まないのではないかと懸念するわけです。それで、この数をふやさなければなかなか進まないと思うので、これを特区を用いて、1人の建築士が一つの現場ではなく二つとか、そういったことが今後できないものかどうか。その辺、どういうふうに町で考えているのか、お願いします。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、建設業法の中で、こういった工事をする場合には、建設業に登録している業者につきましては主任技術者を現場に置かなければならない、そういう規定がございます。これにつきましては、500万円以下につきましては、登録されていないところについては主任技術者を置く必要はないんですけども、それ以上の工事については必ず置かなければならない。ここに専任技術者ということが出てきます。一つの現場でないとできないのかということなんですけれども、建設業法の中で、土木工事で2,500万円以上、建築工事で5,000万円以上、この部分について専任の主任技術者、管理技術者というふうに表しているんですけども、これを置かなければならないという基準がございます。これにつきましては公共工事の中ですべてこういうふうな形でやっておりますし、民間工事の中でも公共的な工事、あるいは共同住宅とか、そういうものについてはこの基準を守らなければなりません。

あとは、個人の住宅、これについてはこの規定は適用されません。それで、今現在、相当、

県内もそうですし、仕事の量が相当でできますし、当然一つの現場を1人で兼ねるということになりますと、なかなかやはり工事も進んでいかない、技術者不足ということに陥りますので、県の方ではこの辺を今いろいろ三つくらいの現場を兼ねられないかと、実際にこういう検討もされてございます。あくまでも工事金額によってきますけれども、これから当町においてもこのような検討というのは法律の解釈の中で当然検討していかなければならないのではないかと、このように考えております。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 今聞いて、わかりました。課長さんのお話によると、個人の分についてはそういった規制がかからないということなんですが、資料にもあるんですが、例えば森林組合さんのように、今回も仮設住宅で歌津の館浜、そういったところに建設したという実績があるわけなんですが、森組さんの場合は資格を持っている方はいませんね。こういったことの支援を考えると、何かいい方法がないのか。それによって復興も進むのではないかと思うんです。これは該当しないかどうか私もわかりませんが、町でもマンパワーですか、そういったことで人手不足が言われております。すぐに有資格者の調達ができればいいんですが、そういったことができない場合、例えば出向、そういう形で県の方から市町村に出向してもらおうという形もあると思いますが、そういったことができないものかどうか、その辺。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、館浜の仮設住宅、これは県の森林組合連合会と山大で建設しましたけれども、この中では技術者というものは、当然公共工事でありますから建築施工管理技師、こういった方をきちんと主任技術者として上げて工事を施工したわけでございます。これからそういうふうなある程度企業体みたいな形でやっていく方法もございますし、それから今言われました技術者の派遣の中で、これは特区とのかかわりが多分出てくると思うんですけれども、そういう特区として認められれば、そういったことも可能なのかもしれませんが、このことにつきましてはもう少し検討を要すると思いますので、それが可能かどうかというのを検討することになります。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 今、課長からお話いただきましたけれども、このことは本町だけではなく他の沿岸部の被害があった各市町村で恐らく問題にされるのかなと思います。そういった形の中で今後、こういった許認可の緩和が必要かと思えます。こういう非常時でありますので、こういう形のものも将来国・県に対して要望して、復興期を進める意味で、ぜひ特区とかそういった

たことを要望するべきだと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 この復興計画の中で事業編、素案として私も目を通させていただきました。1点ほどお伺いしたいと思います。

当町は第1次産業が基幹産業でございますが、この中で農業の振興ということで、なりわいと賑わいのまちづくり、58事業、産業の復旧それから再生・発展、50ページを今開いておりますが、耕作放棄地再利用緊急対策事業ということで、ほか事業も平成24年度から、また23年度からということで示されておりますが、23年度から耕作放棄地再利用緊急対策事業、25年度までと明確に事業期間が示されておりますが、この中でどれほどの目途としたとらえ方をしてこの事業期間を示されたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、耕作放棄地の件につきましてご答弁申し上げたいと思います。

現段階で南三陸町で2カ所、耕作放棄地やっております。それは、歌津地区の館浜と峰畑のところは歌津地区の仮設住宅入居の方々が1,000万円の経費でやっております。それから、もう1カ所、西戸地区でも1,000万円くらいということで、これは農地を耕作できるような状況に業者の方が重機を使って農地をつくるということで、以上2カ所につきまして耕作放棄地の事業を展開しているということで、これ3カ年の計画でやるということで、事業として実際に稼働しているという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 そうすると、以前にもこの地区を説明していただきました。この復興計画の中で耕作放棄地、ますます拡大するのではないかと懸念されるところがございます。ということで、我々も委員会を通しまして被災に遭った被害地区をいろいろ見て回りましたが、その際に、除塩をしなければならない、あるいは被害に遭った農地を別の目途として検討していかなければならないという分類をして、調査をしてみました。かなりこの震災におきまして、以前からそうですが、放棄地が拡大するのではないかと、これにあわせて、かねてね、ということで、この事業期間25年度までということでありまして、その説明をいただきましたが、放棄地ということでもっと大きな事業計画、素案ですけれども、取り組まなければならない重点的な課題ではないかと思うわけでありまして。もう一度。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 具体的に歌津地区で90アール、峰畑で40アールで、管の浜で50アールということで、1,000万円の事業。そういったことで、具体的にサトイモでありますとか葉ものの野菜、それを耕作して、補助金で耕作していますので必要経費も当然計上しておりますし人件費も計上しておるといふことでございますので、1,000万円の内訳ですと、大体経費的に600万円ぐらいを必要経費、それから400万円ぐらいが人件費といふことで、当然収穫したものについては無償で仮設住宅等に入居の方々にお分けする、収穫祭のような形の中でお分けするといふ内容で事業展開しております。

西戸地区につきましては170アールで1,100万円でやっております、こちらの方はハウレンソウ等、これからパイプハウスとかそういう下地になるものも敷地の造成を図っていくといふことでやっております、地域の生産に貢献するような形の中で、農振区域に入っていないエリアもあるんですけれども、それは再編入した段階で対応していくといふことでございます。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 耕作放棄地への取り組みは、これまでも十分取り組んできたといふのはわかるんですけれども、震災とあわせて、ますます耕作放棄地が広まりましたよね。これを再生するといふのは大変難しいところがあるわけです。所有者、被害がありまして、放棄をする方々が、先ほども言いましたけれども、ふえるのではないかと懸念されるところがあるわけです。水産業が今ウエートを占めていますけれども、第1次産業、前者は今林業についてお伺いしましたけれども、農業といふものも、自給率が全く低い位置に置かれていまして、最も肝要な取り組み方といふか、当町としての取り組むべき大きな課題とも言えるのではないかといふことで伺ったわけなんです。これまでの取り組みは十分存じております。これからの放棄地に対する取り組みといふものが最もではないかなと思います。観光も兼ねて、以前にもただしました、放棄地を提供して滞在型、あるいは定住型、これまでもグリーンツーリズム、ファームステイとかいろいろ通して取り組んできたといわれればそれまでですけれども、もっとも肝要な点として取り組まなければならない点ではないかといふことで伺ったわけです。もう一度、先々の取り組み、この事業計画の中で、大枠で示されておりますので、詳細ここではなかなか言えるものではないと思いますけれども、もう一度、町としての取り組み、第1次産業の取り組みといふことでお伺いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 今回、耕作放棄地の復旧に関しまして、土地の所有者だけ

ではございませんでして、近隣にお住まいの方々も耕作の一員に加わっておるということもございませぬ。したがいまして、所有者だけでなく周りも巻き込みながら展開してまいりたい。また、細浦地区につきましては、OGAということでボランティア団体が既に2ヘクタールぐらいの耕作放棄地を耕作した段階で、あと耕作意欲のある方がいるのであれば、その方々にその土地を提供した段階で野菜をつくっていただくという事業も展開しておりますので、浸水した農地の復旧等を含めて、未利用になっております耕作放棄地につきましても今後活用できるような形の中で進めてまいりたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませぬか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 1点お伺いしたいと思ひます。

今後の土地利用のあり方でございますが、事業編の17ページに命を守る土地利用への転換ということで、「共通」という形の中で「被災市街地復興土地区画整理事業」というものがうたわれておるわけでございますが、当然、今後の土地利用のあり方につきましては、いずれ都市計画決定、それから各種事業という展開をなされていくのだろうと思ひます。平成25年度からという形になってございませぬが。土地区画整理事業、従来の志津川市街地、都市計画区域だと思ひれるんですが、事業の区分、どの範囲で区画整理事業を展開してまいるのか、その辺をまず最初にお伺いしたいと思ひます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 基本的には被災市街地復興推進地域という部分で指定をさせていただきます。その中で土地区画整理事業という部分を展開していくわけでございますが、今回、東日本大震災関連で土地区画整理だけでなく、土地区画整理の中にまた新たな事業手法なども組み合わせる法案が成立しております。まだ詳細は示されておりませぬが、その中でも買収方式を基本とした事業でございます。公共施設などの用地整備というのは、なかなか土地区画整理事業で行う場合、一定の買収をしなければ公共施設の用地確保というのが難しい状況でございます。そういった中で、それにあわせたような買収方式を主とした事業を組み合わせながらやっていくことになろうかと思ひます。それと、この区域におきましては防災集団移転の事業も組み合わせつつ、それも浸水区域の買収という部分も含めながら、三つの大きなくりの中でやっていくことになろうかと思ひます。

ただ、どの範囲がどの部分になるかというのは、今後制度が見えた上で検討した上で区域が当然出てくるかと思ひますが、ちょうど今、従来の土地区画整理、換地方式であれば、主体的には土地利用計画イメージ図でお示ししております産業ゾーンが、そういった換地の中心とな

る部分になってこようかと思えます。それ以外につきましては、新しい制度の組み合わせ、防災集団移転事業の組み合わせとして、被災市街地復興推進地域の中で展開していくという方向性になっております。

○委員長（西條栄福君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 志津川市街地、いわゆる都市計画区域の部分でございますが、私の認識では、前にあった地籍調査事業、これがなされておらないということで、私の記憶では、市街地にその事業を導入した場合には非常に複雑な形があって事業展開が困難だということで突入しなかったと記憶しているわけでございますが、今後この土地区画整理事業を導入する場合に、地籍調査事業をやっていない市街地、その辺の啓開確定というかそういうものを、今のところ基礎が残っているからよろしいでしょうけれども、いずれ更地とかそういう形になった場合、二束三文になった土地とはいえども財産権があるわけでございますから、その辺の難しい部分が出てくるのではなかろうかと想定するわけですが、その辺のクリアというか、どう解決していくのか、どう考えておるのか、お伺いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 今ご指摘いただいた部分は承知いたしておる部分でございますけれども、台帳面積という部分を基本として、買収を主としてやっていきますし、用地の境界というよりは面積で行っていくことになろうかと思えます。それと、換地につきましても、台帳面積を基本とした換地という形になりますので、それぞれがその現地からまた離れる部分になりますし、ちょっと説明悪いんですが、いずれ台帳面積を主として考えていかざるを得ないというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 台帳面積という説明でございますが、実測した場合、市街地ですからそんなに誤差はないんでしょうけれども、私懸念するのは、隣接する部分でトラブルが発生するのではなかろうかと。ましてや換地なんていう話が出てくる場合には、そういう懸念が想定されると思うんです。したがって、今後の所々の住民説明会の際には、その辺も含めて住民には説明をさせていただいた方がよろしいのではなかろうかと思っております。以上で終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

この間も町長の方に一般質問の中でしたんですが、復興計画に関しては、人口と復興に向かう計画というのはすごい密接な関係があると思うんです。そういった中で、29ページにある人

ロピラミッド、これに関して、私も見ているんですが、0歳から19歳までの被災前の人口と10年後の人口の推移を見ていると、男女ともに大体1,000人ぐらい、2,000人ぐらいの人口減少が子供たち、19歳まであるわけなんです。この辺の将来の人口、これと復興計画が密接な関係があると思うのですが、その辺をどんなふうにとらえているのか。なぜかという、想定の中では3,000人くらい減るという方向性を示していますが、これがそれ以上の人口減少になった場合に、復興計画がどのように変わっていく、そういった変わっていくことも想定しながら今回の素案ということで出されたのか、この辺、まず一つ聞きたいと思います。

あと、復興に関しては、人口の維持とか高台移転とか雇用の場が一番問題になっていると思います。そういった中で今、町で復興計画ということで緊急雇用とかいろいろ取り組んでいますが、さっき課長の方からも話されたんですが、復興に関しての建設関係あと行政関係に緊急雇用ということで働きたいという人を受け入れているわけなんです、その人数がどれぐらいなのか、知っていたら教えてください。なぜかという、町の職業紹介所の中で話された中には、なかなか求人しても人が来ないと。これはなぜかということ进行分析、ある程度していると思うんですが、それはまだ被災して仮設に入っていて失業保険をもらっている間は、9カ月・12カ月、3カ月・6カ月とまた延びた施策がとられていますが、そういった中でまだいいという方向の話ももしかすると職業紹介所の中に来ていると思うんです。だから、そういった実情を踏まえて、緊急対策雇用が来年度もとられると言っていますが、基本的にこれからずっとあるわけではないので、その辺への考え方として、そういった動向、あと働きたいという人たち、職をなくして働きたいんだけど今失業保険をもらっている、そういった半年後とか1年後ぐらいを想定した形の動向調査、1年たったら働きたい、半年したら働きたい、そういった要望も町の方では情報、データとして集めているか、この辺、お聞きします。

あと、今回、復興推進課の方には畑さんが被災された阪神大震災からの自治体の支援ということで来ていますが、震災の体験は違うんですが、南三陸町と西宮のあちらの方の阪神・淡路の大震災、災害は違えども復興の進め方というのは経験してやってきた方です。復興の姿、南三陸町、どうなんでしょうか。どのように思いますか。また、厳しいのはわかるんですけども、こういった面も必要かなとか、そういった面は復興推進課の中で考えているとは思いますが、できたら自分なりの今思う、復興に向かう南三陸町の姿、何かあればお聞きしたいと思います。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず、1点目の人口減少の傾向を見通した計画であるのか

というご指摘かと思えます。当然、29ページの人口の見通しの推移を見ますと、非常に厳しい状況下に置かれているというのは十分認識いたしております。10年後、平成33年には、このままで推移でいきますと、1万3,365人という数字が予測として出されております。町といたしまして、計画をつくる上で、このままの推移でいったのでは町の衰退という部分につながる。ある程度早い段階で皆さんが住むところを見せた上で、1万4,555人という目標数値を掲げさせていただいております。ただ、新しいまちづくりにおきましては、この人口減少社会におきまして過大な宅地造成、過大なまちづくりというものは非常に難しい状況かと思えます。南三陸町として一定のコンパクトなまちづくりが求められると考えております。高齢化率も今は30%弱となっていますが、今後30%を上回る状況下になりますと、コンパクトなまちづくりをしない限り、交通手段であるとかそういった部分でランニングコストがかかってくることも想定されます。一応計画の中ではそういったのも見越しながら計画の素案をまとめた経緯がございます。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用事業で今年度約400名ほどの方々を募集しております。その中で委員がご質問の再開した事業所等で何名ぐらいというのは、事業所を再開したところでは従前の従業員の方を雇用しているのがほとんどでございます。緊急雇用で勤めている方というのはほとんどおられません。その理由は、直接お一人お一人に聞いたわけではございませんけれども、再開するとなれば、どうしてもそれに精通しておりました従前の従業員の方々を、技術的なもの、あるいは経験的なものも尊重しながらだと思っておりますけれども、その方々の安定した雇用ということも考えて、事業主の方々がその方々を優先的に雇用しているのかなと、そう思いますし、それからどうしても緊急雇用の業務となりますと、今まで仕事をやっておったんですが、この震災でなくなったから、やむを得ずふなれな仕事をしておられるという方々もおられますので、言葉は悪いですが、ある程度技術を必要とするような業種に関しては、なかなかそういう方々を雇用するのは難しい面もあるんだろうなと、そういうような推測をしております。

それからもう一つ、募集しても実はなかなか埋まらないケースも結構ございます。それは、委員がご指摘のとおり、雇用保険の延長とかがありまして、まだ雇用保険をいただいていた方がいいんじゃないかと、そういう傾向もなきにしもあらずだと思います。ですから、職業紹介所の方に何回か来られる方がおられるそうです。それは、仕事を探していますよというその証明も出しますので、そういうことで来られる方もおられるそうです。本当に仕事がない方がど

んな仕事でもいいから欲しいという、そういうせっぱ詰まった職探しでは今はないような、そういう傾向なんだそうでございます。

もう一つは緊急雇用とか、先ほども申しましたが、その雇用期間というのは最長で1年、それから業務委託の場合、最高で3年ということなんですけれども、まだ3年先までこの事業が継続されるかどうかというのははっきりしておりませんので、現時点では1年ということになりますので、1年では腰かけ程度だからと雇用期間が短いことを理由になかなか応募されないのかなと思います。ただ、これはデータをとったわけではございませんが、感覚として、どうしても収入が必要だと、そこまでせっぱ詰まっていけないような状況で私の方は職業紹介所に来る方々を見ている、そういうような状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 畑技術参事。

○震災復興推進課技術参事（畑 文隆君） 震災復興推進課、畑でございます。ありがとうございます。

先ほどご指摘のありましたように、私、阪神・淡路大震災で被災いたしました。その中で西宮市の職員として復興の土地区画整理事業を担当しておりました。今回、先ほどご質問のありましたとおり志津川地区中心部で市街地復興土地区画整理を行うわけですが、大きな違いは、やはり津波対策ということでございます。阪神・淡路では、現地で家屋が大きく倒壊して道路をふさいでしまった。そのために例えば火災が消しとめられなかったり、もしくは人命救助活動に支障が生じた。ですので、現地で道路を太くするか防災公園をつくるといったことに対して住民さんのご理解をいただくための説明会とか広報とか、そういったようなことを進めてまいりました。今回、この東北の南三陸町での被災の大きな違いは、言うまでもなく、人命を守るための高台移転、住宅の高台移転ということでございます。

その中で、今後、まちづくりの基本として、阪神淡路であっても、こちらであっても、町民の方に丁寧にご説明をして、その上で復興のまちづくりの手法についてご理解をいただいくということには変わりありません。ご存じのとおり、12月に入りましてからも12月8日から今度の日曜日まで、連日説明会をしておりますが、来年度に入りましても引き続きそういった活動を続けていくつもりでございます。特に大きなところ、今回志津川の市街地では、先ほど及川課長も申し上げたように、複数の事業を組み合わせることでやっていくことになります。土地区画整理上だけではなく、用地買収を組み合わせ、造成してお渡しするような事業、もしくは防災集団移転のような、100坪単位という話にはなりますが、高台の方で早く住宅地を造成してお住まいいただくような事業、それから公営住宅ということで、複数の事業の組み合わせを

展開しながら、それについて町民の皆様を選択をしていただけるような制度になっています。そこを丁寧に進めていくということが、これからの町役場もそうですし、町民の方々についても皆さんで移転をしていただくためのご相談の場……、阪神・淡路では「まちづくり協議会」というのが設定されて、その中でご相談をいただいております。その中で行政側と意見を交わす中で計画をまとめていったということがございますので、南三陸の復興においても、その協議会の果たす役割というものが大きいかと思えます。ありがとうございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 畑さん、ありがとうございます。

多くの説明会で畑さんの説明を聞くことがあります。やっぱり西宮での経験を取りあえず南三陸町にも波及させたいと。そして、やっていくことは一步一步、丁寧に説明し理解してもらい、やっぱりその辺が一番必要だと思います。そういったことが欠けることによって住民の不安が増すということだと思いますので、ぜひ今後ともひとつよろしくお願ひします。

今、産業振興課の課長に聞いて、私の問い方も悪かったかもしれないんですが、とりあえず緊急雇用ということで建設関係の方に従業員を雇用してもらって働いてもらっている。その辺の人数と、あと行政の中で何人ぐらいの人数が働いているのか。再建した事業所は、今課長が話したとおり、昔働いていた人を何とか雇用したいという事業主の頑張りがあると思うんです。そういった中で佐沼だったりとか動いているのはわかります。ただ、町の緊急雇用としての建設会社への瓦れき撤去の人を雇用してのものがあろうと思うんです。その辺の人数と、あと行政の中で使っている職員の方の緊急雇用に当たっての人数をできれば教えてください。大体でいいですけども、わからなかったら後でもいいですけども。その辺を知ることによって、これからの被災者の雇用に幾らかプラスになったりとか考え方を変えていかなければならないんじゃないかということの資料としてそれを聞いたかったわけなんです。

とにかく働かないと自立も何もできないし、仮設の生活が2年と言われてます。それが5年に延びる。延びたとしても自分たちの生活を守るためには、どうしても生計を立てないといけない。そういった形での収入源というのは必要だと思うので、町の方でも本気で考えていくためには、今親切丁寧にということで、仮設を回っています、こういった環境なのか。そういった人たちの今悩んでいる雇用に関してとか、そういったのを、例えばあと6カ月したら働きたいんだけど、そういったときに働く場はあるのかとか、そのためにも町としては、入谷地区の中学校のネンシですか、その辺の動向も踏まえた話、同僚委員からされましたけれども、そういったことを町として何とか考えていったりとか、あと水産特区としての新しい水産

業のあり方でもって働いてもらう人を考えている事業所があるとか、そういったのを今から準備しておかないと、帰ってきても仕事がないという現況は人口が離れる原因だと思うんです。その辺を解決するためにも、住民の意向とかそういった調査、高台移転ばかりでなくて雇用関係に関しても、そういったのをぜひ町として把握していかなければいけないのではないかと思います。

あと、復興推進課の課長の説明はわかるんですが、ただ現実として、いつも町長が言っている子供たちは南三陸町の宝だと、子供たちが減少することが一番南三陸町が衰退につながるような方向だと思うんです。今の若い世代、20代から35歳、子供たちをたくさんお産みになっていただき、人口がふえるような体制を町でつくっていかなければいけないんですけれども、この人口ピラミッドを見ていると、どうしても流出することばかりが見えるような感じがするんです。歯どめをするためにも、何か町で、それが雇用だったりとか早期の高台移転だったり、その辺が一番重要視される部分だと思うんです。それを一歩ずつ、説明し、理解してもらい、早期に進めるということが人口流出を防ぐ一番必要な部分だと思うんですが、この辺、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今詳しい資料を持ち合わせておりませんが、まず建設業界の瓦れき処理に緊急雇用があるかということなんですが、建設業界の方に業務委託はしておりませんので、緊急雇用での瓦れき処理の雇用はございません。ただし、それ以外で、例えば漁協とかで湾内の瓦れき処理だとか、その部分ではありますが、建設業界としての、どちらでも同じようなんですけれども、建設会社での雇用というのは特にはございません。

それから、それ以外に町として直接雇用している方は、今その詳しい数値は持っておらないんですけれども、おおむね20名程度です。それ以外は、一番多いのは社会福祉協議会の方と、それから漁協の方が多いというような状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 人口減少につきましては、日本全国人口減少化社会となっています。一種の社会現象でもあるわけでございますけれども、復興だけでなくまちづくりにつきましては、今回高台移転だけがクローズアップされておりますが、それだけが進んでも人口が伸びるという要素にはなりません。その辺は委員もご承知のことかと思っております。雇用の創出があつて、子育て環境をよくするとか、トータルで一体的に持ち上げていかないと、なかなか人口減少の歯どめについてはいかないのかなという非常に難しい状況にもあります。新たな

町をつくっていく観点という部分も含めまして一体的な進め方をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 千葉委員、よろしいですか。

では、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時10分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのごさいます。休憩前に引き続きまして会議を開きます。

千葉委員に対しましての答弁がごさいます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 先ほど千葉伸孝委員からの緊急雇用の関係の人数の質問がありましたけれども、手元に資料がなくておおよその人数を申し上げてしまいましたので、改めまして資料に基づきながら詳しい人数を申し上げたいと思います。

全部で43の事業があるのでごさいます。求人数は389名です。これに対しまして、これ12月13日現在ですが、雇用されている人数が366名です。このうち産業団体とか企業だとか、こちらの方に委託して事業を行っております、そこに雇用されている人数が306名です。町が直接雇用しております人数が60名です。この60名のうち震災対応ということで雇用しております人数が26名でごさいます。先ほどおおよそ20名と申し上げてしまいましたが、そういうことごさいました。失礼いたしました。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 ありがとうございます。今の課長の答弁を聞いたんですけど、私の質問の仕方が悪かったせいでご苦労おかけしました。

とりあえず、この人数が制度の中で職についているということだと思えます。これは果たして南三陸町住民の何%かという、微々たる人数かなと。そして、これから生活していく上で、事業所に頑張ってもらうことも必要ですが、町としても働く場を創造する、その辺が復興にもつながっていくのかと思えます。職業紹介所の方の住民の意向調査、職につきたいという、そういったことも今後できれば進めていってほしいと思います。

あと、町の復興計画の中に雇用促進とかその辺の事業ということでは、この計画の中にもうたっているんですが、しっかりした計画とか方策というのはなかなか、これから見つけていくという部分だと思うので、その辺も復興計画、推進課の中でどんどんと新しい提案を上の方に

伝えて、住民雇用につながるようなことをできればお願いしたいと思います。

あと、先ほど推進課長からコンパクトなまちづくりと。言葉自体はきれいですが、これは後ろ向きな、人口が減るということ、全国的にこういった少子高齢化という問題があるのでしょうか、その前に何とかすばらしいまちづくりをして、人が来れるようなまちづくりもこれから必要かなと。それは、行政のまちづくりの体系、復興計画のあり方とか、すべてに影響してくると思います。町長が言ったとおりゼロからまちづくりということなので、そういった形のスタートの始まりですので、その辺も含めて町の復興計画に、あらゆる方法、あらゆる町民の提案、そして行政職員の提案、国からのあらゆる情報、あと復興に向けて進んでいる自治体、そして被災に遭って復活した自治体、そういった情報をすべて網羅して新しいまちづくりをしていってほしいと思います。

とりあえず雇用促進という意味合いでは町の方では何かあるのか、その辺、最後に復興推進課の課長にお答えいただきたいと思います。何か方策的なものが。これからでしょうか、何かあれば、お聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 何かという部分については、正直申し上げまして、これからの課題だと思っております。ただ、今回震災を機に、計画でも掲げてございますが、エコタウンへの挑戦という部分、いわゆる環境産業の部分で、バイオマスエネルギーなどの活用ですとか、そういった提案がいろいろな会社から出されております。ある意味、同じような趣旨の中でやり方が違うとかそういった分もございしますが、志津川地域は特に企業の誘致ゾーンというのを設けておりますので、新たな企業進出という部分も視野に入れながら、環境産業も含めた取り組みを進めていかなければならないと考えております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 事業計画の中の8ページの河川堤防と護岸の緊急的仮復旧とかありますし、あとは震災復興計画の32ページのイメージ図を参考にお伺いいたします。

こちらの方で河川堤防、護岸ということでもあります。例えば今松原グラウンド周辺は瓦れきが山になっていますけれども、今後復旧に備えて、あの辺の護岸はどんなふうな位置づけとして考えておるか。従前どおり波打ち際に防潮堤をつくるものか、その辺。

あとは南町、旧市場周辺、今海水に沈んでいる地域のあり方、護岸をどういうふうに持っていくのか。

それと、水産業は海辺ということで了解はしていますけれども、そのとき防潮堤等の高さ、

位置、イメージとして大体どの辺を考えているのか。例えば、大森から松原公園に行くところの道路ぐらいを大体想定してもいいものかどうか。

それと、これはよく言われるんですけども、国の買い上げ額はまだ決まっていなだけで、余りにも安かったら自分で盛り土して人に貸してもいいんだよということもよく言われますけれども、これは国の事業としては無理なのかなと思いますけれども、その辺の方向性。

あるいは、先ほど来お話しされていますように、JRのかさ上げ、そしてイメージ図としては45号線もそちらの方という考えのようでございますけれども、その裏側の利用について。それらも自分の土地であるんですけども、どのような利用ができるのかということよく聞かれています。

あと、全体のイメージとして、32図であります。今言いましたようにJRと国道45号線が大災害のときの堤防がわりという位置ということで考えますれば、そこまでの間の土地の利用計画。大体イメージでいいですけども、今の45号線ぐらいから段階的に何段階で持っていくとか、そういうイメージがありましたらお示ししたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 海岸保全の堤防の高さ、松原から大森まであるんですけども、これにつきましては8メートル70ということでおおむね決定はしているようでございますけれども、堤防の高さについては、はっきりどうするかというのはまだしっかり決まっています。

それから、堤防の断面ということなんですけれども、現在災害査定を受けていまして、それは一定の標準的な断面を基本にして災害査定を受けてございます。前面が重力式コンクリートの擁壁みたいな形で堤防の高さを確保して、背面は2割の勾配で落として、今回背面が津波で相当堤防が破壊されたということで、背面についてはコンクリートで覆うという形でございます。あとは法線的なものにつきましては、今いろいろな考え方があるようでして、用地を買収して堤防をつくるという案と、用地を基本的には買収しないで漁港区域の中で堤防をつくるという案がございまして、まだどちらの案にしていくかということは決まっておられません。

それから、今、標準断面でございますので、その町の状況に応じて堤防の断面というのは非常にボリュームの大きい面積をとるような断面であれば、なかなか市街地を復興するのに縮小されてしまうということもありますので、その断面については、これから実施の段階でまちづくり復興計画とあわせてつくられていくものだというふうな形でございます。

それから、地盤沈下、特に県道関係ですけども、これについては災害査定は、基本的には

1メートル沈下していますので、その1メートル盛り土して道路を構築するという災害査定を受けてございます。あとは復興計画の中でその部分をどの程度の地盤の高さにするかということについては、これから決まってくることだと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） JR等の段階的なイメージという部分につきましては、今建設課長がおっしゃいましたとおり、護岸の高さの問題、そういった部分との兼ね合いもございます。そういった面的な部分が一体的に進められるような状況に現在はまだなっておりません。護岸の高さを含め、JRの高さの問題、国道の高さの問題、そういうのはすべて一体的に考えていかなければならないという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 そうですか。私はもうちょっと具体的なもの、町としてですよ、いろいろ町独自でできないことは重々承知しておりますけれども、町としての大体のイメージは持ってやっているのかと思っておりますけれども、じゃあこのイメージ、単なるこれだということでしたし方ないのかなと思いますけれども。こっちの方の町の利用計画の中で、松原グラウンド周辺、あの辺は緑地公園とかいろいろありますけれども、それらも含めて護岸の位置とかはまだ決まっていないということによろしいですね。

護岸の位置にもよりますけれども、今市街地のあれで1メートル地盤沈下だから、とりあえず1メートルは盛り土するということによろしいです。そうしますと、今度は、逆に言うと、7メートル50の堤防ですっかり囲まれるというイメージになりますよね。この件については、気仙沼市大島とか気仙沼市内でもいろいろなことで問題になっておりますけれども、景観とか環境に配慮したまちづくりということで、はたまたどういふものかなと、そんな気もするわけでございます。商業ゾーン、観光ゾーン、これらを取り囲むとき、これは単なるイメージ図ということであればいたし方ない点もあろうかと思っておりますけれども、高台移転と同時に進めていければいいのかなと、そんなふうに考えます。

これだとちょっと。それしかないのであれば、これ以上、今の段階で言ったってなかなか難しいと思うので、鋭意いろいろなことを考えて進めていってほしいと思います。

それと、位置はともかくとして、1メートルかさ上げして、じゃあ国の買い上げは安いから自分はこれに乗らないよと、自分のところだけ自分で盛り土して、それをだれか必要な人に貸す、そういうことも可能なんではないでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先ほど建設課長が1メートルと言ったのは道路の部分を中心したものでございまして、河川の護岸、海岸護岸、8.7メートルという高さになった場合、1メートルだと見上げるような、すり鉢の底のような状態になる部分については、国道をどうするのか、県道をどうするのか、そういった関係機関との協議の上で、逆に地盤の高さを災害査定では道路は1メートルということですが、今度は新しいまちづくりとしてどの高さに設定するのかというのは、関係機関と協議しているところです。

ただ、今の河川の護岸という部分につきましては、バック堤でその高さに上げる方式のほか、従来どおりの水門という選択肢もございまして。まだ県とその辺は協議をしておりますが、町といたしましては水門方式も検討をすべきであろうということでは伝えております。そういった中で、高さの問題は、いろいろな側面から状況が変わってくるかと思っております。

それと、自分で1メートル足りないから自分の土地を盛るといった話もありますが、一体的な面整備を行うための土地区画整理事業ですので、個々が従来持っている土地に必ずしもそこをその方が使えるとは限りません。産業ゾーンとか今お示ししております、そういったところに換地あるいは買収した中で土地の位置が変わってきますので、個々での対応ということは到底この地域の中では考えられないということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 了解しました。

民主党の宮城県選出の国会議員も、そういう生産性のない土地はそんなに高く買えるわけではないという発言をして物議をかもしました点もありますけれども、きのうも同僚委員も関連の質問をしておりました。自分のへそそばより安かったらどうのこうのとありましたけれども、それらも懸念されますし。自分の土地、例えば坪10万円で買った土地が、今こういうふうになったからといって1,000円、1,500円、1万円だとなったら、なかなか大変だということは私も認識しております。ただ単に高く買えといたって、面積も広うございますので、なかなか希望どおりにはいかないかと思うんですけれども、土地利用計画については了解いたしました。いろいろ知恵を出して、多くの方がよかったなと思えるようなまちづくりを進めていただきたいと思っております。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 事業編の28ページに公立志津川病院建設整備事業が平成26年度より着手するとき予定されているわけですが、昨日も同僚委員より国の医療に対するいろいろな補助

施策が3次補正でもなされたと。気仙沼は災害前から病院新築は計画をしていたわけですが、けさの新聞によりますと、その計画を前倒して、きのう病院事務局長が説明したように、気仙沼市に100億円、それから石巻市に100億円、それから南三陸町に60億円と、私はその新聞を見ませんが、そういうようなことが掲載されてあったそうであります。けさも、それに関連した内容が掲載されておりました。そういうことで、南三陸町では平成26年度よりとなっていますが、今回の3次補正の内容は2013年に着手しなければ該当にならない。そのために気仙沼市も前倒しでやりますというような内容のようであります。当町でも前倒しして2013年より着手することはできないのか。それをやらないことによって優遇措置が封鎖されるようでは大変なことになりますので、25年度から公立病院の整備を行うということは、建設整備だから、言葉の、後でそんなこと言ったの言わないのとよく町長が言いますから、はっきりそこを答弁していただきたい。私は2013年、国の3次事業、これは石巻もやるんですから、気仙沼も、当町でもやるべきだと、ぜひやる必要があると、そういうふうに思います。そして、26年度にやるというその根拠はどういうものなのか、もしできないとすれば。そして、26年度に100億円も来るのか、補助が出るのか。平成26年ということですが、漠然と掲げているのか、何か根拠があって掲げているのか。今回の制度を活用すべきだと思いますが、どういうふうに考えますか。

それから、今、高台移転の件、いろいろ話題になり、アンケートもとっているようですが、私も先般、平成の森で開かれました説明会に出席しました。ところが、案内ないんです、私に。しかし、私も事業の拠点を流出した。その適用になるがごときの内容でありましたので。土地もあるし、拠点がなくなった。しかし、案内は来ていない。出席して説明をお伺いしておりました。アンケートの内容、説明を聞いておまして、移転先が決定して造成される、そしてそのできた土地は100坪が限度ですと。その100坪は、即座に買いたい人は買ってもいい、借りたい人は借りてもいいというような説明のように私は解釈したわけですが、そのアンケートをとる段階で、そういう説明をなさっているのかどうか。例えば、宅地が南三陸町が一律で単価設定がされていくものか、地域によって違うものか、場所によって違うものか、どういう形でその場所を決めるのか、どんなに細くても端にやられるものか、それらもいろいろあるわけです。中心を望んでも中心に来れないとか、そういうような宅地の場所、それらはどんな形で設定するのか。何よりも、買うということ、それから借地料を支払いして借りて入るということ、余裕の出た段階で買いたい人は買ってもいいと。買う人には利子補給もしますよとか、そういうことですが、単価です、問題は。私は、単価によって買うと

か買わないを決めると思います。過般の説明では、1区画2,500万円ぐらいまでは認められているごとき説明がありました。それは、あらゆる道路を含めた、すべてのライフラインを含めた最終的な1戸当たりのでき上がりの考えだろうと思いますが。その中で、1区画1,000万円しますよとか500万円でなければ売れませんよとかそういうことでは、みんな考えが変わってきます。100万円だから買うかなとか、おれも入るかなとか、個人の人から譲られた方がいいとか、いろいろ出てくると思います。その辺はどういう考えを持って、どういう説明をしているのか。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の建設整備のことをございますけれども、昨日、及川委員の内容でもお話ししましたけれども、3次補正の関係で、確かに2013年、つまり平成25年度に事業着手する事業がありましたら上げてくださいということで、うちでもそれに上げて、そっちに補助がつくのであればということで、それにうちの方で上げていったという内容です。県の方でそれを国に上げて、それが今回国の方で3次補正に採択されたという内容で、県の方では地域医療整備計画の中で公立志津川病院、石巻市立、気仙沼市立は前から病院建設計画を出していたものですから、崩壊した病院の再建に一番最初に充てましょうということで志津川病院も選ばれたという内容です。うちの方でも25年度の整備計画に着手しなければいけないということなので、設計から始まらないと着手にならないので、設計を最初するという計画で県の方には報告しています。正確には61億円、設計費が1億何千万円つくんですけども、それで25年度設計委託からということでの計画で今県の方には上げています。県の方からも採択の関係では電話をいただきまして、61億円の事業費ありきではないんです。うちの方でも完全な設計費を出してやったわけではないので、大体100床前後の病院を建てる場合には30億円くらいかかりますよという、ほかのところを調べまして、それで30億円くらいの事業費を上げてやっている。あと、県の方では、それに設備とかいろいろかかるので60億円くらい、倍にしてあげればいいのかなどという両方の協議の上で61億円という内容で上げていただいた経過がございます。

事業について、25年度設計ということをございますけれども、県といろいろ協議しながら、その事業がおくれることはないと思いますけれども、もっと早まる可能性はあるという内容でございます。以上です。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 二つ目の質問ですが、集団移転した後の住む場所の位置を

どういふふうを考えていくのかというご質問でございますが、これは次の段階でのお話にはなるんですが、どういった方法で進めるかは今後検討させていただきますが、抽選とかそういった部分ではあり得ないことかなと思います。当然地域のコミュニティーを維持していくための事業であるという認識のもと、前に形成していた区割りを基本に考えていかなければならないと思います。特に伊里前地区につきましては、従来の元禄時代からの地割を中心として、今度の移転候補地にそのままイメージとして上げるという、隣は前の方と同じだというイメージで考えているというお話をされております。そういったものも含めて、先般、伊里前地区で設立になりました伊里前地区のまちづくり協議会とお話し合いを進めて決めていきたいと考えております。

それと単価の問題なんですが、これも浸水区域、あるいは造成後の宅地の部分につきましては、改めて土地の鑑定を行った上で単価というものを設定していきたいと考えております。その中で、その単価の部分につきましてはあらかじめ住民の方々にお示しした上で、買うか、借りるか、そういった選択もしていただくというふうになると思います。現時点でのアンケートをやっている段階では、そこまでの金額は残念ながら示すことができませんでした。いずれ示した上で、個別のヒアリング等を経た上で本人の意向を確認していきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 病院であります、ただいまの説明によりますと、今回の補助対象には補助があるんだということで、申し出て、それが認められたんだということで、23年が着手だから、設計も着手ですから、そういう予定で進めるという答弁のようですけれども、そういうふうに解釈してよろしいのかどうか。

それから、補助だけですべてができるのかどうか。財政的な問題もあろうかと思えます。それらも含めて進めることができるのかどうか。100億円いただいても、気仙沼は160何億円かかる。ぜひこのような国の施策を逃すことなく、地域医療は重要でありますので。そして、病床につきましても、人口がどんどん減っている中で果たして100床が適当なのか、それらも考えますが、それらも十分考慮しながら進めて、ぜひとも今回認めていただいた60億円、それを活用するようにしていただきたい。もう一度、それについての答弁を、財政面からも大丈夫だよという。果たして60億円全部来て、60億円ですべてができるものか。地元の持ち出しが、持ち出しはないんですからね、持ち出せと言われてもないのだから借りるなりするんでしょうけれども、そういう措置もできるのかどうか。何%ぐらいが補助になって、何%ぐらいが持ち出しになるのか、その辺。全額補助であれば一番いいわけですけれども。病院については

そんなところでもう一回答弁をいただきたい。

それから、高台移転、私の聞いているのは、単価もそうですけれども、伊里前の町の真ん中も町外れとかも同じ単価なのかどうかということなんです。違うんですから、伊里前の町と石泉の100何番地なんか、全然違いますから、そこら辺がどういうものかなど。どういう考え方なのか。私は、単価によって、買うとか借りるとか、高台移転に加入するとか入らないとかを決めるとしています。ある程度確実性に近い単価を表示する必要があると思います。そういうことができないんですか。それも含めてアンケートをとるべきではなからうかと思っています。みんなただだと思っているんですから。私の聞くところによると。説明のときおどろいたんですよ、本当は。ただという意見があったと。こんな気持ちで高台、高台と言っているんですから。ところが、100坪で1,000万円でなければだめだとか800万円ではなければだめだよと言われて、だれもと言ってもいいぐらい手をつけませんよ。その辺はどうなんですか。もう一回ご回答弁をお願いします。

○委員長（西條栄福君） ただいまのサイレン等について危機管理課長より報告させます。

○危機管理課長（三浦清隆君） ただいま消防署の方で出動いたしました字町43番地の武山扶佐夫さんの建物火災が発生ということで、防災無線で志津川地区の消防団もあわせて出動に応じております。以上です。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院事業費の関係でございますけれども、内容的にお話ししますと、建物と設備自体はすべて100%補助、事業費の中で見る。今協議しているところが、取得費と造成費はどうなんだということですが、県と国の方では基本的には取得費と造成費についてはその中では見られませんということでございますけれども、何とかそれも、土地がない中でやっているのという話は、一応要望は出してあります。というのも、うちの方はまだ取得費等は出ていないんですけれども、石巻市立さんの補助が90億円なんですけれども、実際に造成と取得で9億円かかるという内容で、その9億円は手出しでやってもらいますよという件では石巻さんの方に話をしているみたいで、うちもそれにならって取得費と造成費は今の61億円の中からは出せませんという県の方の話でございます。ただ、はっきりとまだ確定しているわけではないので、うちの方ではぜひそれもお願いしたいという話はしていますけれども、まだはっきり決まっているわけではないので、これはもうちょっと協議を要するのかなとは思っています。以上です。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 委員ご指摘のとおりだと思います。私どもも本当は説明会の中で一定の単価を示しながら選択肢を選んでいただくというのが本当のやり方だと思っています。残念ながら、土地を評価するための状況にまだ至っていないというのが実情でございます。特に浸水区域につきましては、評価をすべき基準が今のところ示されていない状況です。そのガイドラインが今月中に国土交通省から示されるというお話を伺っていたんですが、現在のところ、まだ示されておりません。示された中で改めて評価を専門の方、不動産鑑定をする方をお願いすることになろうかと思えます。これまでの地価調査、公示価格、そういった中で当然地域によって差が出てきております。町内の中でも志津川地域と比べて一番安いところでは平米当たり3万円も地価の単価が違います。当然、分譲する部分、あと浸水区域として買う部分につきましても、単価の差は生じてくるものと思えます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員が退席しております。

阿部 建委員。

○阿部 建委員 財政的なことについて町長にも答弁していただきたいんですが。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、今病院の事務長がお話ししたとおりでございます。建物についてはそういう状況でございますが、いずれにしましても、造成等を含めまして、その辺も、先ほど阿部委員おっしゃったように出すものがないという状況でございますので、その辺は今後とも国の方と協議をしまいたいと思えます。（「終わります」の声あり）

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。及川 均委員。

○及川 均委員 前者に引き続き、この質問をいたします。

実は、地域の高台移転の説明会がありましてから、町民の皆さんの中に、逆に迷いが生じた。困ったこと出たと言うんです。その内容を聞いてみますと、結論から言えば、公営住宅というのはそんなに高いものなのかという意見なんです。というのは、現在の町営住宅というもの、月3,000円とか5,000円という借り賃が頭の中にあるんです、町民には。しかも、被災した方々の救済住宅であるから、月に3万円も5万円も8万円も取るなんてそんな高い住宅があるかという感覚があった。ところが、説明を受けてみますと、月々3万円とか4万円とか5万円という借り賃になるのではないかということになってまいりますと、おら夫婦2人で、若い人たちも帰ってこないから今さら家も何も要らないから、高台移転の中に入れてもらって、公営住宅に入れてもらえばいいんだ、後は家賃を払っておら2人暮らすんだから、それで結構と言っていたのが、ところが2人の年金で暮らすという計画が、例えば年間にしますと30万円とか

50万円とか60万円の金になるわけですが、賃貸料が。そういうことを全く頭に想定していなかったんです。年金暮らしに大変な狂いがくる。さらに今、年金をここ二、三年で順次下げていく、元に戻すようなことも国で論じておりますから、そういったことも重なって、なぜこのことを早く説明してくれなかったのかというような。一方では、とてもそんなに高いのではわからないから自宅を持ちたいといっても、今度は土地を買い上げなければならない。何ぼで売るのが、その単価も示されていない。判断に迷うと言うんです。説明会をして、かえって難しくなると。どっちにしたらいいんだと、こういう質問が私のところに二、三来ました。迷っているんですね、町民。自分の将来設計の中で何ぼでも安い方の生活設計を組みたいわけですから。夫婦でとにかく悩んで夜も寝られないという話まで来たわけです。笑い話で言えますけれども、本人にしてみれば大変深刻な問題なんです。その辺のところをもう少し具体的に事例をとって、例えば40平米だとこのぐらいですよと、年間このぐらい賃貸料かかりますよとか、あるいはこれだけの坪数であれば、これだけの年間経費がかかりますよというふうな、もっと具体的な説明ができないものかどうか。今説明会中ですから。そのことで、かえってわけわからなくなってきたと。とてもじゃないが自立再建などできないから、そうした方向で考えているんだけれども、やっぱり家建てるようになるんだらうか、まとまった金用意できないし、おれは今から家は要らないんだけれども。でも、住宅に入ったって、その値段ではとても入れない、そういうこともあるということです。その辺のところ、いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 公営住宅の家賃というのは、まだしっかり決まっておりません。家賃の体系としては、近傍類似の家賃よりは高くできないというのが公営住宅の基本にございまして、家賃の算定基礎となるのは、近傍類似とそれから立地条件、あと規模、経過年数、経過年数は今回はゼロになってしまいますけれども、それから利便性、こういったものを加味しながら家賃の基本的なものが出てきまして、今度は収入に応じて8段階の家賃になります。今回、収入の低い人については、9万6,000円以下の人については、国の方から制度がございまして、非常に安い5,000円とかそういう形の家賃になってくるのではないかと思いますけれども、ただ収入が基本的に15万8,000円という一つの基準があるんですけれども、それよりも高くなりますと家賃というものが徐々に上がってきます。例えば、被災しておりますけれども大森あたりの住宅を見ますと、1万6,600円が一番安い家賃なんですけれども、それが収入部位の上位になりますと4万4,100円と。同じ規模の住宅に入っても収入によって家賃に差が出るというのが公営住宅の家賃でございまして、あとはこの辺の政策というものをどのような形

でやっていくかは、これからの家賃の設定でいろいろな検討を加えながら対処していかなければならないと考えております。ただ、現在、説明会でお知らせしているのは一般的な、標準的にやったらこうなりますよということなものですから、今後の大きな課題だと思います。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員が着席しております。

及川 均委員。

○及川 均委員 課長説明、わかりました。それで、先般、復興推進課長の説明の中にも、所得によって2年ぐらいで出される人もありますよという説明もありました。まさしくそのとおりなんです、今の段階で言いますと。ところが、入る方は、所得に関係なく一律に皆流されてしまったわけです、今は。だからみんな一律に、まずもっては高台移転にはまって入るんだと。しかしながら、住宅に入りたい方々もまた一律にそういう考え方なんです。一方は、仕事に復帰したら、職が出たからお前だめだと2年後に出されるのかという不安も出てくるわけですよ、今度。そうすると、住民というのはいろいろ考えるんです。高台に100坪でもらっていいから、あとこの仮設、このままもらえないのかという人が出てきた。この仮設すっぱり持って行って、そこに置いて、そのまま暮らしたいんだと、こういう人も出てきているんです。さらに、例えば平成の森の裏の地域だとか吉野沢地区みたいな、実質的に今すぐ学校の庭だとかサッカー場なんかの利用計画のないものは、このまま町営住宅として置いてくれてもいいよねという話も出てきている。やはり人間というのは苦しくなると、さまざまな案が出てくるものですね。考えているんです、それぞれに。それもまた、なるほどとうなずかされる話なんです。その辺も含めて、しゃくし定規に一律にやらざるを得ない面もあるんだけれども、具体的にばちつと言うところは言って、今の決まり上はこういうことなんですよと、これでいかざるを得ないというような説明をした方がかえって惑わせないで住民のためになるのかなと、こう思うんですが。今後の説明会において、現状の状態で説明していくしかないのかどうか。かえって説明をもらってからの方が悩むというようなこともあります。その辺のところ、もう一回。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 家賃につきましてですけれども、あくまでも標準的なことということなものですから、この辺、もう少し今の制度を、この制度も一緒に説明はしているんですけども、9万6,000円以下の人はいろいろの優遇措置があるということは。ただ、収入基準を上回る人に対してどう対処できるかということだと思いますので、その部分についてももう少し検討を加えまして、説明はもう少し詳細にしていきたいとは考えております。

あと、2年間で出られるということではなくて、実際には5年以上たった段階で31万3,000

円という高額な所得、これは収入ではなくて、所得からいろいろな入居者の世帯に応じて1人当たり38万円とか引いて家賃を出すんですけれども、そういったところで引き続き2年間、そういう高額な場合は明け渡し請求というのが公営住宅にはございます。ただ、この場合、解釈として、復興住宅に入る人がまだまだたくさんいるという場合はそういう適応になりますけれども、復興住宅が大体入居者がおさまって、あと入居者がいないということになれば、収入超過者であっても、高額所得者であっても、それから強制的に出ていけということにはならないというふうな解釈でございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 素案から、事業の方にも入っていると思いますので、ちょっと伺いたいと思います。

今問題になっている復興住宅、今から具体的には出てくると思うんですが、その場合、私は1点、ぜひ町の材料、町の資材を使って、町の事務所の方たちに復興住宅をつくってほしいと思いますので、その辺の考え方はどのように考えているのか、その辺、1点です。

それから2点目、先ほど4番委員がおっしゃいましたように病院問題なんですが、25年までには計画を立てる、そういう話でありました。多分、今入院施設が米山の方に行っているんですが、5年契約なので、その前には建設できるのかなと思って、これ見ていまして、26年度から着工すると28ページに書いてあるんですが、これはそのとおり28年度に使用開始ができるのかどうかということをもう一度お聞きしたいと思います。

素案の中の67ページに病院の再建と地域医療の充実に向けての取り組みについてということで書いてあります。ここにありますように、私、従来の病院のあり方ではなく、もうちょっと考えた、今までとは違った病院のあり方を考えていかななくてはならないのではないかと思います。先ほどどなたかがおっしゃいましたように、少子高齢化に伴いまして病院のあり方、もっと根本的に考えていかななくてはならないのではないかと思います。その下にもありましたように、住民が住みなれた家で終末を迎えるための公立病院のあり方、こういうのも含めまして、従来のような病院のあり方ではなくて、もっと中身のきめ細かな病院のあり方を考えていかななくてはならないのではないかと思いますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 復興住宅の地元産材ということでございますけれども、これにつきましては今、復興住宅のアンケート調査をしております。戸建て、あるいは2階建て、この辺の階層は木造ということになると思います。それから、それ以上の集合住宅になりますと木造

ではできませんので、中の部材とかいろいろな造作の部分は地元産材の使用はできると思いませんけれども、基本的には耐火構造物ということになります。

あとは、復興住宅を建てていくときに、敷地がどの程度確保できるのかということも一つに戸建てにできるか、あるいは集合住宅にしなければならないかということも決まってくるので、そういうふうに戸建てあるいは2階建て、こういうことにつきまして地元産材を活用しながら地域経済の活性化を図っていかねばならないのではないかと思いますし、それから中の、耐火構造物の中でも造作、こういったもので使えるものについては極力地元産材を使えるような、そういう設計をいろいろ検討していく必要があるだろう、このように思います。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長より、先ほどの火災について説明があります。

○危機管理課長（三浦清隆君） 先ほど発生いたしました戸倉字町43番地の武山扶佐夫宅の建物火災につきましては午後2時に鎮火いたしましたので、ご報告申し上げます。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院建設の関係ですけれども、確かに今、登米市との米山病院の賃借の契約が5年くらいということでの内容ではやっています。そうすると27年度で終わりということなんですけれども、それは今後の建設計画によっては変更があるのかなど前は考えていたんですけれども、3次補正がその後に入ってきたものですから、3次補正の関係では25年度、先ほど言いましたように着工しなければいけない。着工というのは25年度からすぐつくれるかということ、そうではないので、大体病院というのは設計に1年くらいかかる。細部設計まですると1年くらいかかるということで、25年度からいくと、25年度1年間で設計、その後建設に1年以上かかる。大体2年近くかかるということなので、25年度に設計の方が入ることができれば27年度までには建設が終わるという状況になります。ただ、さっき言ったように県との協議がこれから入ってまいりますので、それがもっと前倒しになる可能性もあるということはありません。でも、遅くなくても27年度までには建設を完了したいというふうには考えています。

それから、病院のあり方ということについてですけれども、病院のあり方、なかなか難しいんですけれども、制度の関係です。今後制度がどういうふうに変ってくるのかということもございませう。来年度24年度には介護、医療の両方の改革がありますので、そういう制度の内容も見ないとはいけな。それから、スタッフの関係もございませう。ドクターがどれくらい充足しているのかということも考えなければいけないということで、そういうのを考えながら病院のあり方を検討していかねばいけないのかなと考えますので、確かにこれから高齢社会にな

ってくる、みとりも病院の方でという内容も出てくるのかなというふうには思いますけれども、その辺はいろいろな状況を考えながら病院のあり方を考えていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 公営住宅の問題なのですが、私、委員会で山古志村に行って、公営住宅を見てきました。あそこで作った山古志の住宅、町民が住みやすい、木造なのですが、住みやすい住宅を見てきました。あそこは雪が多いので、かなり床が高かったので高い住宅なんですけれども、住民の方に聞いてみましたら住みやすいという話もされていまして、ぜひ町民の方たちが住みやすいような住宅を建てるには住民の意見を聞きながらやった方がいいかなと思いましたが、先ほど言いましたように地元の材木を使って、ぜひ地元の人たちの活用、そういう人たちを大いにやって、復興住宅をつくってほしいなと思っていますので、その辺も含めてぜひ考えてほしいと思っています。

それから病院なのですが、一昨日、奨学の先生方それからスタッフのそういう制度も設けて、これを見ますと、奨学金制度は23年から33年と一応10年間見ているというようなことが書いてあります。しかし、ドクターというのは6年もかかりますし、一人前になるには10年かかるとされておりますので、これ10年で終わりというわけではないと思うんですが、毎年きちっとそういう制度を活用しながらスタッフ、マンパワーを充足していくというのは大切だと思うんですが、その辺の10年間と区切った根拠というか、そういうのをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 今現在、年度内をめどに復興住宅の基本計画を策定中でございます。そういう中に地元産材の活用、それから地元雇用、こういったところも含めていろいろ検討させていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 10年で区切ったわけではございませんけれども、この復興計画が10年となっているので。確かに奨学制度については応募内容とか充足なんかを見ながら決めていかないと、ある程度ずっと奨学制度を続けていければいいんですけども、財源的なこともある。それから、その人が入ってくるかどうかというのとも考えなければいけないし。それを見ないと、あと定数とかを見ていかないといけないというふうに思います。それを見ながら復興を考えていかなければいけない。例えば、今回看護の奨学制度を可決していただ

きましたけれども、看護師につきましてもことしから応募する予定でございます。ただ、今現在は看護師は充足していますけれども、5年後くらいからは5人くらいずつ退職していくわけです。そうすると、それを見越しながらも、若干は多くなっても、将来的にどういう年齢構成になるのかとか充足がどういうふうになってくるのかを見ながらこの制度の活用をしていかなければならない。ドクターについても同じような考えでおりますので、10年で終わるというわけではございませんので、その辺は今後、そういう充足とかいろいろなものを見ながら募集もかけていかなければいけないというふうには考えております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 住宅ですけれども、今建設課長おっしゃいましたように、基本計画の中に地元産材それから雇用の問題も含めて今から計画を立てていくと、そういうふうな答弁がありましたので、ぜひこれを大いに活用しながら、いろいろあるとは思いますが、そこに住んでよかったというような。今、仮設を建てて、その後に暖房のためにいろいろやったりフードやったりして、お金ももっとかかっているんです。だから、最初からやれば住んでいる方にも迷惑かけないだろうし、お金もかからなかったのではないかと思いついて私見ているんですが、ですから、住宅を建てる場合は、そういうところも含めてきちっと最初から住民が住みやすいような住宅をやっていく、そして地元産材を大いに使っていく、そういうふうな計画をぜひ立ててほしいと思っております。

それから病院問題なんです、病院のあり方については、今事務長おっしゃいましたように、今後いろいろ計画の中で、それから国の医療とか介護とかそういうので、私たちが医療・福祉ということで随分病院のあり方を今までずっと検討してきて、療養型とか、それから医療だけではなくて町との接点の中で福祉の方にも力を入れてきた経緯があるんですけれども、今回新しくなる病院の中では、今後高齢化の中でいろいろ考えていかなければならないことがいっぱい出てくるのではないかと、私はそう思っています。病床が100床になるか90になるかわかりませんが、そういう点も含めて、医療と介護と福祉の方に重点を置いた、さっきみとりの話もありましたけれども、ぜひそういう点で計画の中にそういう点も含めてやってほしいと思っております。

あと、マンパワーの問題は、これは10年の計画なのでということなんです、私も5年後にはかなりの人が退職するという話は聞いていましたので、そういう点でマンパワーもぜひ途絶えることなくやっていく必要があると思っておりますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございますので、ここで議事進行につきましてご協力をお願いを申し上げたいと思います。先ほど休憩間におきまして、議長、議会運営委員長、そして震災復興副委員長と協議いたしまして、議事の進行の関係上、本日、予定されておりました特別委員会を終了させてはどうかというふうなお話がございます、そのような方向で進もうということになりましたので、ひとつ皆様方、議事進行についてご協力をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、おそろいのようにございますので、再開をいたします。

鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 最も大切なことであろうかと思って、再度質問をさせていただきたいと思えます。

事業編の14ページ、学校教育施設のことについて伺いたしたいと思えます。つまり、学校施設災害復旧事業では、応急な復興工事、あるいは施設整備を行うというふうに掲げてあります。そういうことで、応急とは今回震災された中で、例えば戸倉中学校、そして歌津小学校、中学校のことかなというふうに感じ取られるわけなんですけれども、問題は名足小学校そして戸倉小学校、この辺の考え方も含めてお尋ねしてまいりたいと思えます。

応急復旧工事だけなんですけれども、つまり名足小学校、戸倉小学校の計画がこれにはないのかなと思えますので、その辺の考え方をお知らせ願いたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 学校施設でございますけれども、今回の震災ですべての学校が大なり小なり被災を受けております。中でも学校が使えない状態となっております戸倉小・中、名足小の復旧についてが一番の今課題となっておりますけれども、ほかの5校につきましては、過般、国の災害査定も終わりました、復旧に向けて今事務を進めておるところでございます。戸倉小・中と名足の問題につきましては、一昨日の一般質問で教育長の方からもお話をしておりますけれども、津波の浸水した校舎ということで、どのような復旧の形があるのかということにつきましては、移転新築をするか、現状の場所での復旧、どちらの方法をとるか

いうことでございますけれども、一昨日教育長が申し上げました、方法として二つの方法がありますけれども、戸倉小については原状復旧は無理だということで、戸倉中学校と名足小学校につきましましては、建物については修復が可能という専門家の判断も出ておることから、そちらも一応選択肢に加えた中で復旧方針をこれから固めていこうということでございます。

なお、どちらの手法をとるかにつきましましては、保護者とか住民の方々のご意見も踏まえながらこれから決定をしていきたい、そういった状況でございます。以上です。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 けさの新聞を見ますと、気仙沼の南小学校が気仙沼小学校と合併になるというふうに報じられております。議会に追加提案で出されたという記事まで載ってございましたけれども、問題は、ただいま課長が申された、使えなくなった学校の建築等々はどうするのか。残った学校は応急復旧するんだというような解釈なんですけれども、名足小、戸倉小、このことについても教育委員会としては考えておかなければならない重大事項であろうと私は思います。と申しますのは、南三陸町の子供たちが将来のまちづくりにつけて一番大切なときだと思うんです。こういう災害をみずから体験し、そして復興に向けて自分たちがやろうとするときに、どこに建ててもらったらいいか、あるいは津波体験を経た心境を今後の復興に生かしてもらいたい、そういう思いからこの質問をするんですけれども、短くでいいです、建てる気持ちは、保護者と相談して建てるというようなことなんですけれども、それはもちろんかと思えますけれども、早急な、つまり10年以内にそれはもちろんやろうとすることは承知しますけれども、いち早く学校建設についても考えておく必要があるんじゃないかと思しますので、短くでいいです、答弁は、どういうふうに考えておりますか。これで終わりますから。

○委員長（西條栄福君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 戸倉中、名足小につきましましては国の災害復旧事業で事業を行いますので、実施年度は当然タイムリミットがかけられますので、この計画では26年度までとありますけれども、復旧の手法が決まれば、すぐ取りかかって、もし現状の場所で今の校舎を修復するという方法をとれば、それは時間的には短く、短期間で復旧が可能かなというふうに考えております。以上です。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 わかりました。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 震災の復興計画の素案の中で54ページ、シンボルプロジェクトというところが

あるんですが、そういった中からちょっとお話ししたいと思いますが、今回震災ということで全国からいろいろ支援のボランティアの方、NPOの方、いろいろ来ております。新聞でも言われていますように、支援の方々も寒さを控えてだんだん少なくなってくる、協力する方もだんだん来なくなってくるということで、まだまだ息の長い支援が必要だと言われております。そういった中で、本町でも、けさほども見てまいりましたが、一生懸命、朝早くからボランティアの方が活動しております。私は、その中で、今回このシンボルプロジェクトというところを見たんですが、本町のシンボルとなるようなもの、メモリアル的なものを構築ということも必要ではないかと思えます。

実は、何度も話をするわけですが、兵庫県の芦屋市に総務の方で行ってまいりました。この際、こういうところの視察というのは本当に意義のあるものだとということで見てまいりましたが、芦屋市の方に「人と防災未来センター」を見学させていただきました。5階建てのすばらしい建物で、内部もくまなく皆さんと一緒に案内されてきましたが、そういうものを見た実感として、本町にもそういうものが需要ではないかと思った次第でございます。そして、中にはもちろん震災の体験のフロアとか、3D映像で震災の内部がいろいろ紹介されておりましたし、いろいろなものがとにかくありました。ここにどういう方が来るのか、どのような入館者数があるのかと思ってお尋ねしたところ、語り部の方だったんですが、年間約50万人来ておりますということで、特に子供さんたち、小学校、中学校、そういった方々が防災教育ということで来ておりますので、そういったことを我々南三陸町でも必要ではないかと思えます。

もうひとつ、当時南三陸町には松原公園というのがありまして、すばらしい景観があったわけですが、今回8.7メートルのすごく大きい堤防ができるということなんです、それでは皆さんだれもが思うんですが、景観ということが懸念されます。安全と相反するところがあって、どこをどうすれば、我々は技術的なことはわかりませんが、とにかくそれが両立できるものであればいいわけなんです、そういったところをひとつご説明できればと思えます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 1点目の人と防災未来センターのような研究の場、あるいは防災教育の場の整備という部分につきましては、素案の55ページに記載のとおりなんです、この記を「津波に関する研究や学習を目的とした記念館」という表現にはしておりますが、そういった整備を今後検討していくということで方針として決めさせていただいております。

2点目の松原公園の部分につきましては、37ページになりますが、志津川地区の土地利用計画イメージ図としてお示ししております。どのような形になるかわかりませんが、一定の頻繁に起こり得る津波を防御する防潮堤を備えた上で、震災復興記念公園という形で構築していきたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 課長さんからご説明いただきましたけれども、岩手県にも一本松のことがかなり話題となって報道されております。本町も、松原公園というのは恐らくかなり昔からあのような公園機能を持って、町の人たちの憩いの場となっていた。さらに、観光という面から見れば、ああいったものもなければ漁業の町としてのイメージダウンになるのかなど。それで、多重防御のことももちろん大切ですが、先ほど話しましたように、そういったことも考えの上、都市計画が望ましいのではないかと思います。今後、少し早いとは思いますが、観光のこともイメージに入れて復旧・復興を果たしていくのが将来に向けた町の復活にとっていいのではないかと思いますので。私も統計審の方で説明を受けましたので繰り返すつもりはございませんが、そういったことも今回入れてもらって、やってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 それでは、順を追って質問したいと思います。

まず第1点は、これまでの特別委員会ですと、そのときそのときで震災における被災者の数、仮設住宅への入居状況、移転した数とかを文書でもって配付されたんですが、今回はなかったもので、その移り変わり、前回報告を受けてから今日までかなりの期間がたっておりますので、直近の数字の推移というものがどうなっているのか。行方不明者の方々が幾らぐらい判明して死亡届を出したのか。あるいは、まだ行方不明になられた方が何人おられるのか。それから、県外のアパートに行ったり住所を移転した人は何人ぐらいになっているのか、そういったことも含めての数字的なものがあれば、一覧表として出してもらえば非常にありがたいんです。もしできるのであれば、そうしていただきたいと思います。

それから、義援金の関係ですが、直近の義援金の金額、それから皆さん方に配付した額、残が幾らぐらいなのか。これ、被災された方々、一番興味を持っておるようです。あと幾らぐらいもらえるんだろうかというのが会うたびに被災された方々の質問でありますので、その辺のところをお願いしたいと思います。

それから、先ほど1番委員の方からもお話がありました、復興に向けて従来営んでおった商

売、事業が復活して、やられております。そういった方々からのお話なんですか、なかなか募集をかけても来てもらえる方が少ないと。その原因は何かというと、町の臨時職員の賃金、あるいはもろもろの事業があって、そういった方々への賃金の格差があるためではないかということで、「その辺のところ何とかありませんか」というようなお話が最近非常に多くなってきております。私個人としても答弁に非常に困るわけで、決まった事業の中での賃金設定というのがありますので、なかなか難しいですねと。そういったことに対しての町の対応策といえますか考え方というのものも、そういった方々にもお話ししておかなければならないのかなということで、ひとつその辺の町の考え方、今後の取り組み方なども含めながらお話ししていただければと思います。

それから、きのう話しましたけれども、高台移転なんですけど、例えば私はこの土地を買いますと。どういう契約に基づいてやるかわかりませんが、今の段階で知っている範囲でよろしいんですが、買いますということで申し込みなり契約を結びました。しかし、資金の関係でどうしてもできないということになることも想定されるわけです。今月中にガイドラインが出て、売る土地の金額、あるいは買う価格が決定になるんですけども、そういった場合に契約を結んで建築するまでの期間というのは何年になっているのか、何カ月になっているのか。

それから、例えば所有権移転をした後で建てられないからといって、あるいは建てて、転売ができるのかどうか。土地だけ、あるいは家を建てて。そういうことがどういうふうになっているのか。規制というのか決まりというのか、今の段階で打ち出しができていないのかどうか。その辺を含んでお聞かせいただきたいと思っておりますし、それから応急仮設住宅の、きょう渡されました皆様方の生活再建ハンドブックということで、仮設住宅の入居期間の延長が可能になりましたということで、各家庭に配布。従来、テレビ等でも、2年ではなかなか短いから延びるでしょうみたいな話がずっと言われてきた。それはそのとおりだと思いますが、しかしながら個人の土地を借りて、そこに仮設住宅を建てられて入居されております。個人の土地を借りる際に、2年ですからという約束で貸している地主さんがいるわけです。その方々に何と云うのか、説明して。再延長のお願いするのだと思うんですけども、その地主さんは、2年ならいいですよと。整地してもらって、2年間住んでもらって、仮設を撤去して、それを販売して、その販売したお金でもって自分たちの家を建てるという計画をしている方々もいるわけです。ですから、個人の土地をお借りして建てている仮設住宅についての町の取り組み方、その辺。公共用地であれば2年が3年になってもいいでしょうけれども、それにしても小学校、中学校の校庭に建てられていますので、学校生活に影響をかなり及ぼしているわけですから、その辺

のところも含めて、延びればいいんだということではなく、そういう方々からのいろいろな考え方も聞く必要があるのかなと思うんですが、そういったことの町の今後の取り組み方、どうふうに考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、高台移転で、土地あるいは建築する際の利子補給、借り入れの利息に対して最高額444万円までは見るということではありますが、大変ありがたい話なんです、さてさて、それでは家を建てる時に、お金を借ります、金融機関から、住宅金融公庫なりなんなり。借りることができればいいんですが、保証人とか担保とか、いろいろな問題が出てくると思うんですが、例えば保証協会などでその保証をしてもらえるのかどうなのか。従来どおりの住宅金融公庫から借りるような要件でもってでないとか借り入れができないということになりますと、なかなか難しい問題が出てくるのではないかと。国の方針というのはどのようになっているのか。高台移転で土地を何しますから建てなさいばかり言ったって、根本がきちっと出ていないうちには、なかなか打ち出すことはできないと思うんです。その辺のところ、どうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、これ産業課長さんになるかと思うんですが、宮城県の新しい公共の場づくりのためのモデル事業ということで、補助事業ということでやられております。その中に、私の知る範囲でお話ししますと、団体と町が一体となって事業を興したものに対しては国の方で県を通じて補助金を出すというような内容のようではありますが、その辺の事業の概要といいますか要綱といいますか、どのような形になっておるのか。それから、補助額というのはどれぐらいで、事業というのはどのような事業で、収支がどうなっているのか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど来いろいろ出ておりました病院の建設関係ですが、2013年度、平成25年度までに国の資金の援助をもらうためには着手が最大条件であるというお話で、わかりました。我が町については61億円であります。建物、設備については、その61億円の中の補助ですが、土地取得、整備、造成等については別だという話であります。2013年、平成25年ということになりますと、設計に1年かかって建設に何年かかるとか、いろいろあるんですが、時間がないんですね、明日、明日、平成24年になるので。これからいろいろと計画立てると思うんですが、いつごろまでに大きさとか場所選定とか事業費の概略が出るのは、いつごろになりますか。計画だけやって、それに間に合いませんでは話になりませんので。ある程度の期間をきちんと決めた上で策定に取り組むということが前提でありますので、その辺の町の考え方、どんなふうを考えているのでしょうか。

それから、災害公営住宅の入居要件というのは今までの公営住宅よりはかなり緩和されて、入りやすくなっているというのはわかりましたけれども、半壊以上で被災された方々が対象ですよ。半壊以上ですけれども、半壊の方で修復した方の数というのは把握しているのかどうか。何件くらいになっているのか。その辺のところ。そうしますと大体対象者というのが出てくると思うので。入居要件の対象者。その対象者が出てきたときに、これから高台移転の希望をとるんですけれども、大体何%くらいになるのか。とってみないことにはわかりませんが。先ほど言いましたように資金の問題で、なかなか数字が上がってこないのかなというのが私の考えなんですけれども、一応対象者になるという方が何人になっているのかということです。

それから、町長、先般、行政報告の中で、トレーラーハウス、11月26日に移動したという中で、どこにという話をしたところ、自然の家か千葉のり店さんの家とかという話をされましたね。どっちだかまだわからないんですか。自然の家というのは昔の海洋青年の家で、あれは公共用地ですけれども、千葉のり店さんというのは個人の土地ですか。置いた場所が公共用地なのか個人の土地なのかなんです。今使用されている状況がどのようになっているのか。従来の目的のように、ボランティアの方々あるいは医療のスタッフの方々が休憩するために借りているわけですけれども、その利用目的がきちんとなされているのかどうか、その辺です。

何項目でしたか、しゃべっている方も忘れてしまいました。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 三浦委員に申し上げます。先ほど復興の推移の資料ということでございましたが、実はこの後その他で、資料は用意していないんですけれども、委員各位からの質問に担当課長が答えるという形を考えておりました。その他において復興状況、その推移ということ、資料はないんですけれども、その他ときに議員の質問に担当課で答えるというふうにしておりましたので、ご了承を願いたいと思います。

そういうことから、義援金の残から説明をさせていただきたいと思います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、義援金の今の状況についてご報告をいたしたいと思っております。私が持っているのが12月8日現在のものなんですけど、その後、12月14日までに7億720万6,193円ということになっております。ちなみに、12月8日現在ですと6億9,175万8,629円という額だったんです。町の方で今まで配分をした金額、見込みも含むんですけど、というのは人的被害の方でまだ申請をしていない方がいらっしゃいますので、そういった方はまだ配分できないということもありますので、その方々を見込みということをつかんでおるのが5億

9,346万円、これが配分の見込みでございます。それを差し引きますと9,829万8,629円。その中には特定配分ということで遺児・孤児に配分してくださいという特定配分がありましたので、それを620万円引かせていただきますと、9,209万8,629円。1億円を切っているという状況でございます。ですから、今まで2次まで町で配分いたしました、9,200万円をどういった形で今後配分するかということで、実は当課にもう一回ぐらい配分あるんじゃないかということ、相当電話が入っております。ところが、今の金額を今までの例えば流失した方、全壊、大規模半壊、半壊、そういうのをあれしますと、例えば1軒当たり2万円とか1万円とか、そういった金額にしかありません。そういうものですから、当分の間はもう少し分母となる義援金が集まってから配分委員会を開かせていただきたいということで、配分委員の方々にはそういうお話をしております。

それから、もう1点だけ、後の方で災害公営住宅の関係であったんですが、半壊で修繕をした方は何件くらいあるのかということがありましたので、うちの方で調べておりますので、その数をお知らせいたします。16件でございます。半壊で修繕をして住んでいる方は16件ということでございます。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 3点目に臨時職員の賃金のお尋ねがございましたが、一般の事務職で今720円でございます。今、最低賃金、宮城県の場合680円台だと思われましたので、そう高くない額だと理解してございます。

最後にトレーラーハウスの関係でご質問ございましたが、町との契約は2台分については終わりました、シビックフォースの方にお返しいたしました。シビックフォースさんの方で新たに民間のNPO団体と契約してお貸ししたようでございますが、その1台は自然の家、もう1台は千葉のり店というふうに聞いてございますが、町の関係が離れましたので、どういう団体にこういう名目で貸したという詳しい情報については承知してございませんが、聞くところによりますと自然の家と千葉のり店にそれぞれお貸ししたというふうには聞いてございます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 集団移転で移転する場合、当然その土地に家を建てるということが大前提の条件となろうかと思えます。そういった中で、自分の家の再建計画がどうしても滞ってしまって、建てる予定が建てられないとなりますと、売買前であれば、町の土地でございますので、造成は造成として当然進めざるを得ないかと思えますが、その後の利活用につきましても、全体の数字をもとに、仮に希望の方とか、例えばですが、そういった方を募集

することもケースとしてはあろうかと思えます。ただ、一たん売買契約を結んで所有権を移転した後に逆に転売も可能なのかという部分については、その方の土地ですのでいいか悪いかというのは、今の制度上で、そこまでの制約はございません。ただ、家を建てるために土地を買ったものでありますから、何らかの措置はしなければならないのかなというふうには考えております。当然、転売目的で土地を用意するということではございませんので、そのケースについては個別のケースとなりますので、その方とご相談をさせていただくことになると思えます。

それと、家を建てる際、だれもかれもが保証協会で保証するかという部分については、そのケース、ケースに応じて金融機関がどういう判断をされるかわかりませんが、住宅金融支援機構というのがいわゆる住宅金融公庫でございますけれども、現在、復興に向けた災害復興住宅融資という枠がございます。その中で、そこまでの制約は個別の案件を見てみないとわからないというお話をされております。私どもが一番心配しているのが借地の場合、どうやってお金を貸すのか、何を担保にするのかという部分もちょっと問題になりましたのでお聞きしましたところ、建てる家を担保として融資という形になるようです。個別のケースによってどうなるかは私ども先が見えませんが、80歳までの返済可能額ということで全体の融資額を決定するのが基本だというふうな見解のようでございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 応急仮設住宅の個人の土地を賃借して建てている部分でございますけれども、あとは学校用地とかに仮設住宅が大分建っておりますけれども、2年の中で基本的に自立するという今の法律でございますけれども、現下の状況では非常に厳しい状況になっていると思えます。それで、この部分につきましては、復興住宅の建設の推移と高台移転の状況もございまして、それから個人で土地を造成して家を建てる方とか、いろいろこれから時間の中で出てくると思えます。これからそういうところにつきまして集約化の計画というものをしっかりこちらの方でも立てながら、集約化していくためには入居している皆様のご理解を得なければならないんですけれども、それからまた賃貸している土地の所有者ともいろいろ相談をしながら、集約計画をつくって対策に努めてまいりたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の関係で申し上げます。新しい公共という聞きなれない言葉なのでございますが、これは平成22年に国の方でこういう検討会議を開いて提言された内容なんだそうですが、これまでどちらかという地域づく

りは官民の方の「官」を主体にこれまで長い間やってきたんですけれども、それだけでは複雑な社会に対応するのはなかなか難しかろうということで、民間の活力を利用しながら、それで地域づくりを催そうと、そういう考え方に立ちまして、具体的には、特定非営利法人ですとか財団法人、協同組合、公益法人、このような方々が主体となって、公共のサービスを提供する地域づくりをする際に当たっては、その運営資金だとか活動環境を整えるために国の方で財政支援をしようと、そういうことが平成22年度に国の方で打ち出されまして、その財政支援をする基金を各都道府県につくりました。宮城県におきましては今年の4月に、これの審査会を宮城県の方で立ち上げました。その後、本年度におきましてはこのように震災がありましたので、特に災害復旧の緊急事業をする非営利団体とかのいわゆるNPO法人が活動する際には、県に設置されました基金の中から財政支援をする、そういう内容でございます。

当町におきましてはNPO法人はございません、本拠を置いているところは。ただ、当町においていろいろとボランティア活動をしていただきました法人なんですけど、これはその活動をしていただいているその地域を管轄する都道府県がその事業に係る財政支援をする、そういう内容でございます、具体的には当町では二つの事業におきまして事業採択になりました。

一つは、復興市です。南三陸町商店街復興市、それが8回ほど開催されまして、それは地元の商店街の有志の方々が実行委員会を組織して行っているんですが、その具体的な財政的な支援ですとか人的な支援、物もいろいろと集めていただきましたけれども、その裏方になっておられました非営利法人、NPO、そこが県の方に申請をいたしまして、それで助成するのを認められた。もう一つは、同じNPO法人なんですけれども、仮設商店街、これの設置に係る経費だとか、いろいろ活動していただきましたので、これに事業費をいただいたということです。

宮城県の方では先ごろ、私の手元にあるのは六つの事業に対しまして助成するという決定がなされたようでして、この活動をする際には、もちろんNPOだけでできるものではございませんで、活動する地域の市町村だとか丸きり知らないだとか市町村が反対するような事業をしてもらってはもちろん地域づくりになりませんので、要綱といたしましては、NPOだとか地域の団体だとか、市町村と連携をとってそういう活動してくださいというのが内容になっています。ですから、県の方で採択結果を公表した際には、まず市町村名を記載いたします。市町村名の中には、これは県の表示の方法なんですけれども、市町村名の次ぎに括弧書きで担当課を記載します。具体的に活動していただくのはNPO法人という形になります。

私の持っている中では、今回この二つの事業に対して事業費の補助金額は500万円未満なん

だそうです。復興市に関しましては492万円が助成されるようです。それから、仮設商店街は、事業費が1億5,599万円なんだそうですが、その中から492万円、同じ額なんですけれども、その分が助成される、そういう発表のようです。

ただし、その助成金は町を経由するとかではございませんで、直接その法人の方に入るんだそうですが、当町で実際に活動しておりますNPO法人の会計を担っておるNPOというのがまた別にあるそうでして、今現在は、そちらの会計を担っておる本部というか大もとの方、そちらの方から事業費を立てかえて活動しているそうです。ですから、町の方にはその金額が入ってくるというわけではございません。

以上のようなところでございまして、仮設商店街に関しましては、前にも出ておりましたけれども、歌津地区のは13日にオープンいたしまして、志津川地区のは年が明けて1月末までに、もしくは2月にずれ込むかという、そういうような活動になっておるようでございます。以上です。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の計画の関係ですけれども、先ほどからお話ししているとおおり、2013年、平成25年度に設計をしないと今のところ計画が間に合わないのかなと考えていまして、そうすると逆算していくと24年中に事業の内容をきちっと定めて持っていかないと間に合わないということで、まだ具体的な内容ではないんですけれども、私的には24年度ではなくて24年、来年中に早目に場所選定とか事業の概算費用について計画していく必要があるというふうには考えております。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 災害公営住宅でございますけれども、入居できる基準というものが一つありまして、この災害査定に当たっては住宅が半壊以上で滅失している部分ということがあります。既に解体している部分も含めますけれども、これが約2,030くらいございます。そのうちの2分の1が災害査定で復興住宅として認められる。約1,000戸になります。この中で、自力で住宅が建てられないとか、どうしても住宅が確保できないという方が入居の対象になります。自力で家を建てられる方、あるいはアパートを借りる方、こういった方については入居の対象にはなりません。それで、現在、半壊以上で応急修理、これは町から52万円補助が出ますけれども、実際に応急修理をやった件数は94件でございます。まだ若干問い合わせもございまして、大体この辺の数字で応急修理がやられているようでございます。ただ、町に申請をされない方もおられるかもしれないので、半壊以上で修理をして自力で自宅に入って

いる数については、もう少しそういうものも調査をさせていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先ほど答弁の漏れがございましたので、つけ加えさせていただきます。

集団移転等で家を建てる方に引き渡した後に何年以内に家を建てなければならないのかというご質問でございますが、現行制度上は「速やかに」という表現でございます。何年という規定は、今のところございません。「速やかに」という規定でございます。

例えば、ほぼ集団移転の完了が一律に行われた場合、造成が、家を建て始める時期がどうしても一斉にスタートになるケースもございます。そういった中で、大工さんが重複しているとかそういったことで家を建てるのが若干おくれるケースもございます。その辺は、それなりの理由がある場合はやむを得ない部分はございます。ただ、転売とか、さっきありました件については、売買する際に契約の中でどういう方向性にするか、転売の禁止であるとかそういった条項も検討しなければならないのかなと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 死亡者、行方不明者の数、近々の数字の異動というのはどのようになっているのか、これもお聞かせいただきたいと思います。

それから、県外への転出とか、仮設住宅と県が借り上げているアパートとか種類ごとに、わかればお聞かせください。

高台移転の建築期間、「速やかに」ということで漠然と、期間が定められていないという中には、今課長おっしゃったように建築屋さんの状況とか資金の問題もさまざまあるわけでありまして。それから、そのことよっての転売ということも出てくる可能性もあるわけです。その辺のところの規制、それは町が決めるのか国が決めるのか。それが今後の検討課題だと思うんですけども、町が独自で決めていいものなのかどうか、その辺です。

それから、応急仮設の延長ということなんですが、例えば期間が来て家を建てます、出ます、そしてここにあきが出た、ではこちらの私有地にいる方々はこちらに来てもらえませんか。集約化、そういうことも検討にあるということで、そのとおりだと思うんです。集約して、個人から借りている土地の方々が皆そこに行けばいいんですが、行かないときにはどのような形になるのか。それに向けてやっていくと思うんですけども、要は2年で貸す、個人の地主さんが、このように出てくると、周りが2年でなくてもいいんだ、延びるんだとなると、困ったなという方も実際いるんです、今の段階で。前から新聞、テレビ等で2年以上に延びる

だろうということがささやかれていましたので、そういう方々が非常に困ると。とにかく2年は2年だと。そして、ここを撤去してもらって、私はここに家を建てる、欲しい方には土地を売って、その建築費の費用に充てるんだと計画されている方もいるわけですから。だから、その辺のところの話の持っていきよう、これは非常にデリケートな問題もありますので、余りこういうので出されると非常にうまくないなという感じはするんです。ひとつ話をする際には余り刺激を与えないようにやらなければならないのかなと、そういう思いでおります。

それから、病院関係、来年度中に計画を策定するということでもあります。ぜひ早目に場所の選定等、選定したところで公共用地、町有地に建てれば非常にいいんですが、何せ現在、高台移転のもろもろの計画があるわけですから、早いうちに設定して、どうしても町有地で足りない部分は個人の土地ということになって、その土地交渉ということも出るでしょうからそういったことも早目に。できればここ二、三カ月のうちに場所を選定して土地の交渉に当たっていただきたいという思いでおりますが、その辺はいかがに考えておるのか。

それから、災害公営住宅の家賃の設定というのは、町がやっていいのかどうなのか。算出方法にはいろいろな計算方式があるんでしょうけれども、普通の公営住宅とはわけが違う。災害の公営住宅ですから。皆さん裸になって行くところがないというところの公営住宅ですから。ですから、従来の決まりとかなんかを取り除いて、国の方からの決まりとか、あると思うんですが、さらにまた、「いや、南三陸町はこれでいきますよ」と。「国がこういう決まりであるけれども、できません」というぐらいの気概を持って住民のために当たっていただきたい。町の方できちんとした単価というものを出して、気持ちよく入っていただけるような、そういった施策でやっていただきたいというふうに思います。

それから、新しい公共の場づくりのためのモデル事業ということで、課長のお話を聞きますと、これはNPO法人とか団体が事業主体であって、町には何ら関係ないというようなお話で、NPOさんの方に補助金が来るんだと。500万円未満であると。2団体、2事業が採択になったということで、事業をやる団体と補助金を管理する団体がまた別だというお話です。これは社会貢献共同体ユナイテッド・アース、それからNPO法人の神戸国際ハーモニーアイズ協会、これが団体で、そこが復興市ということで事業をやっていくということなんですか。この事業名が打ち出されて、南三陸町産業振興課、そして今申し上げた団体が連ねてあって、復興市のメンバーの名前を掲げてあるんです。南三陸町の方々の名前が。そうすると、だれが見ても、この事業は町が絡んで一体となって進んでいる事業かなというような見方をされるわけです。私はそれを見て判断したのではないんですけれども、南三陸町さんではこのような事業

をしていますねということをおかれて、私も「えっ、何のことですか」となって、調べてみたらこういう事業で、産業振興課、課長佐藤 通までは載っていませんけれども、産業振興課が載っていた。「議員さん、町がこういう団体と一緒にやっているなら我々もやりたかったんだ」というような話が出てきたんです、早くに。私は、町が入っているのであれば特定の団体だけに声をかけてやるわけではないだろうと。皆さんに広く周知して、公募ではないけれども、いろいろな方々に声をかけて進める事業だろうと。しかし、議会にもそんな話はないし、内容もわからなかったですよということで今までいたんですが。そういうことで、インターネットでばんと出て、見た方々は、「おれもやりたかった、町と一緒にやってやる事業なら簡単だ、補助金もらっていいな」と、こういうふうな話で流れていましたので。ですから、産業振興課という名前が出ているものですから、その団体と一緒にやっている事業かなと。また、私が聞いた範囲では、そういう内容の事業だと。町と一緒に、町が後援ではないんですね、一緒にやってやる事業だという話が来たものですから、それで今質問しているんですが。

はっきりと区分といたしますか、町は関係ないんだということになれば、県に話して、県が出しているインターネットであれば削除してもらってください。勘違いされますよ。何で町の名前。

町の方からの判ことか、申請に当たって必要なかったんですか。これ総務課長かな。判こをぺたぺたとつく係は。そういう話、行ったでしょう。その辺、どうなんですか。判こつかなかったんでしょう。ついたんですか。その辺のところですか。

住民の方々が内容をきちんとわかって了解すれば問題ないんですから。そのような話が出てきているものですから、あえて質問しているわけです。

それから、トレーラーハウスの件につきましては、そうしますと2台を返納したと。なぜ返納したんですか。

それから、就業の賃金、これについては680円、720円だから、さほど変わりはないんだなと。私も大した金額の差はないのではないかとすることはわかっていたんですが、事業主さんたちは、町の臨時雇用だけでなくいろいろな事業が入ってきて、非常に高い日当が支払われている事業があるわけなんです。例えば瓦れきの処理とか、さまざまな。そういう方々がそういったところに行って、なかなかよその事業所に来ないんだということも含めての話だと思うので、それを町側でやめなさいとか事業をストップするとかはできないわけでありまして、その辺のところの内容の説明というのが我々がするのか町がするのかということになりますと大変難しくなりますけれども、私たちが一々しゃべって歩かなければならないという立場がある

ので、できれば町の方で事業の内容等も皆さんに周知させることも大事なのかなと、言って皆さんに納得してもらおうのも大事なのかなと、そんな考えでおります。

それから、保証人の関係ですけれども、今回の高台に建築する際の、要するにお金のある方々だけでなく、お金を借りるときに従来の金融公庫、住宅金融機構ですか、今、従前の住宅金融公庫から借入れを起こす内容ではなく、震災によって建築しなければならない状況が状況なものですらか、これは従来と違って、緩和といいますか、簡単に借りられるような仕組みにつくってもらわないと、やはりなかなか借りることが難しいのかなということなんです。それを町ができないのであれば国の方に強く要請してやっていく必要があるんじゃないかということも含めての質問ですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、まず人的被害の状況につきましてご報告申し上げます。前回は9月12日現在ということで、全国、宮城県、南三陸町とご報告申し上げましたけれども、数値的には大きくは動いておりません。当町の分は合計値は動いておりませんが、全国と宮城県分については若干動いておりますので、改めてご報告申し上げます。

まず、全国の死亡者、1万5,842名（「町だけでいい」の声あり）それでは、当町に住民記録のある者、死亡者が496名、行方不明者が302名、合計798名です。実は前回、合計値も798名だったんですけれども、死亡者と行方不明者で行ったり来たりありましたので、行方不明の方が死亡ということで発見されて、このような数値になっております。合計値は今後とも変動することはないと思われま。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 転売の部分につきましては、国庫補助事業として防災集団移転事業を行いますので、国の制度のもと、統一したルールが定められものと思われま。そういった中で、細部のルールについてどうなるかはまだ示されておませんが、いずれ何でも了とするような制度にはならないものというふうに思っております。

それと、保証人の関係ですが、あくまでも先ほど申し上げました部分は対象として、全壊、大規模半壊及び半壊の方を融資の対象としているという前提条件がございます。貸し渋りといいますが、そういったことが起きないように、町で制度として設けている部分ではございませんが、家を建てるための資金として確保されるように町は努力するということには変わりはないと思われま。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 応急仮設住宅の民間から借りている土地でございますけれども、い
ずれ集約化をどうしても図らざるを得ないと思いますので、十分地権者と話し合いをしながら、また入居者の理解も得なくてはならないと思いますので、自治会等とも相談しながら、早急にそういう対応を進めていきたいと思ひます。

それから、家賃でございますけれども、家賃につきましては町で決定いたします。これにつきましては、あくまでも近傍類似よりも高くできないということなので、今近傍類似に値するようなアパートも相当流失してございます。こういうところもございまして、あといろいろな国からの緩和制度もございまして、そういうところも加味しながら今後決定していくようになると思ひます。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） トレーラーハウスにつきましては、災害復興支援という目的でお借りしてございましたが、ある一定の目的を達しましたので、2台についてはお返しをしたと、こういうところでございます。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の建設の関係で、場所の選定を早目にした方がいいということございまして、そのとおりでと思ひます。できるだけ早目に選定しながら皆さんに場所をご提示できるように努力したいと思ひます。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 新しい公共の支援の関係でございますが、宮城県が事業計画を策定いたしまして、宮城県の方で募集したということですので、町ではこれは募集しておらなかったということでございます。それで、実際に二つの事業を先ほど名前の上がったユナイテッド・アースとハーモニーアイズがやったのかというと、この方々は、実際の二つの事業の実施主体は南三陸町商店街復興協議会という名称の団体が行っているものの裏方としてサポートしたと、そういう内容のようでございます。委員も資料をお持ちでしょうけれども、南三陸町という、もちろん私どもの地域でやったものですから名称はそうになっていますし、そしてその担当課も記載されておりますが、その市町村名と担当課を県の方で記載するというやり方のようでして、私どもの方もこれを見るまでは、正直なところ、私どもの課の名前が入っているとまでは想像しておらなかったです。ただ、どちらの事業も、復興市に関しましても仮設商店街に関しましても、役場の組織の中では私どもの方がかかわっておりますので、これはこれで私

どもの方が不利益になるものではないものですから、今のところ目くじらを立てておらないと、そういうような状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長、先ほどのみなし仮設と賃貸はどれぐらいかということ、ご答弁願います。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、県内の民間賃貸住宅、前にも説明をさせていただきましたが、県内で591世帯、1,835名でございます。それから、県外が、今のところ把握しているのが6世帯、13名ということでございますので、よろしく願いいたします。これは、県内の民間賃貸住宅を借り上げて、みなし仮設として認められている数ということでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 義援金の関係です。残っているお金、大した金額でないんですね。広報か何かで、何ぼ集まって、何ぼ配分して、何ぼ残ったということ、今月号かいつか載りましたか。載っていない。前に載せたんだけど、近々のやつでぜひ載せてください。皆さんわからないでいる。あと何ぼもらえるんだろうとへそそろばん。何買う、かに買う、お正月来ますので。だから、少ないですよということをわかってもらえればね。1万でも2万でも、もし配分する額があれば、やはりやった方がいいのかなという感じがいたしますので、その辺も含んでいただきたいと思います。

それから、トレーラーハウス、当初の目的が達成したためと。2台ですか、返納。すると、4台はまだ達成していないんですね。（「使っています」の声あり）使っているんですね。ハウスを借りた目的、これどうなっていますか。目的というのは。目的を達成したということなんですが、トレーラーハウスを借りた目的はどうなっていますか。契約書か何かあるんですか、目的、それどうなっていますか。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 使用貸借契約を結んでおりまして、目的は災害復興活動に関して使用する、こういった内容でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 災害復興活動に関連する目的以外に使用してはならない。その災害復興活動の目的は達成したという解釈でよろしいですか。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 2台については達成したということでお返しいたしました。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 契約内容を見ますと1年間ということで、1年過ぎればどのようになるのかわかりませんが、多分この2台につきましては今使われているというふうに思っておりますし、そう願っております。ただ、場所によって使わないでそのままになっておって、1年過ぎて、この町に寄与しますよと、差し上げますよといったときに、今借りているNPO団体なりいろいろな団体が優先して使うことのないように、その辺のところを今のうちに話しておきます。もしこの団体が、1年過ぎて、町の方に、あるいはNPO団体に差し上げますというときに、そのときの配分等も検討していただきたいと思います。公正性に欠けないで。その辺のところを今のうちに話しておきます。

質問を終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。小山幸七委員。

○小山幸七委員 素案の事業編の47ページ、ここの下から2段目のところに養殖業再生事業について、養殖業の再開に必要な施設などの整備費や種苗の購入費を補助するとあります。それと、次のページに上から2段目のところの小型漁船及び定置網のところでも修繕費などを補助するとあるんですが、この金額などはわかっておりません。しかし、きょう来ましたハンドブックには、あるんです。ハンドブックの事業編の方、25ページには数字が出ていますけれども、これ一番わかりやすいのは、中段に出ております、回復型既存船の活用によるものというところに、補助率が10分の9と書いてあります。これは、中古船を修理した場合、10分の9が補助に出るのでしょうか。

それと、次のページ、共同利用船については、3分の1、3分の1以上とあるんですけれども、そこをもう少し詳しくお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 事業主体は、あくまでも町ではなくて、10分の9の場合は個人の方です。激甚災害があった場合、それを直す場合には10分の9の補助金が来るということでございます。

それから、3分の2の補助金が来るとするのは、中古船を購入する場合、あるいは新しく船を購入する場合は、国の方からそれにかかる3分の2の補助金が来まして、ただしそれを個人で残り3分の1を出すのは大変なものですから、これは県漁協の中で北部と中部と南部という三つのブロックに分けて、北部は北部で一つの施設を持つ組合を新たにつくりました。そこが3分の1を負担すると、そういうことで、そこが船を持ちますので、船だとか、それ以外

の養殖施設も。それで、実際にやる漁業者の方々にそれを貸し出す、そういうようなやり方です。ですから、10分の9と3分の2の補助率はそういうことでございまして、それで前段の方でお尋ねになりました町が補助するんですかということなんですけれども、これは9月の議会で補正予算に計上させていただきましたけれども、3分の1を負担するといっても最終的には使う漁業者から出るものですから、ですからそれを私どもの方は県漁協ではなくて、この町内には二つの支所がありますので、そういう施設を購入したり使ったりする場合の幾らかでも足しになればということで、それである一定額を両方の支所の方へ財政支援する、そういう補正をさせていただいております。そういうことでございます。

○委員長（西條栄福君） 小山幸七委員。

○小山幸七委員 わかりました。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ないようであります。

以上で、南三陸町震災復興計画（素案）についての質疑を終わります。

ここで、畑参事、菅原係長の退席をいただきたいと思います。

次に、その他として、南三陸町震災復興計画（素案）以外で伺いたいことがあれば、伺っていただきたいと思います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ないようでありますので、以上で南三陸町震災復興計画（素案）以外の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように進めたいと思います。

以上で本日の震災に関する特別委員会を終了いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。

午後 3 時 4 7 分 閉会